

令和元年 朝日村議会

1 2 月 定 例 会 会 議 録

令和元年 12月 5 日 開会

令和元年 12月 17日 閉会

朝 日 村 議 会

令和元年 朝日村議会十二月定例会会議録

令和元年 朝日村議会十二月定例会会議録

朝日村議会

朝日村議会

令和元年朝日村議会 12月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月5日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○議会運営委員の選任	7
○請願・陳情の報告	8
○議案第89号から議案第108号までの上程	9
○議案提案説明	9
○議案内容説明	14
○散 会	14
○署名議員	17

第 2 号 (12月13日)

○議事日程	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
○事務局職員出席者	19

○開 議	2 0
○議事日程の報告	2 0
○会議録署名議員の指名	2 0
○諸般の報告	2 0
○一般質問	2 0
清 沢 正 毅 君	2 1
高 橋 廣 美 君	3 2
林 邦 宏 君	3 9
中 村 文 映 君	5 0
齊 藤 勝 則 君	6 4
上 條 昭 三 君	7 6
北 村 直 樹 君	8 3
上 條 俊 策 君	9 4
高 橋 良 二 君	1 0 8
○散 会	1 1 4
○署名議員	1 1 5

第 3 号 (12月17日)

○議事日程	1 1 7
○出席議員	1 1 7
○欠席議員	1 1 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 7
○事務局職員出席者	1 1 8
○開 議	1 1 9
○議事日程の報告	1 1 9
○会議録署名議員の指名	1 1 9
○諸般の報告	1 1 9
○常任委員長の報告	1 2 0
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第89号から108号までの質疑、討論、採決	1 2 1

○議員派遣について	1 3 0
○閉会中の継続調査の申し出について	1 3 0
○村長挨拶	1 3 1
○閉 会	1 3 1
○署名議員	1 3 3

令和元年朝日村告示第119号

令和元年朝日村議会12月定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月29日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和元年12月5日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	北 村 直 樹 君	11番	塩 原 智 恵 美 君

不応招議員（なし）

令和元年朝日村議会 12月定例会 第1日

議事日程(第1号)

令和元年12月5日(木) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 議会運営委員の選任

第 5 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 6 議案第89号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度朝日村一般会計補正予算(第3号)について)

第 7 議案第90号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算(第2号)について)

第 8 議案第91号 朝日村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

第 9 議案第92号 朝日村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

第10 議案第93号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第11 議案第94号 朝日村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例の制定について

第12 議案第95号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

第13 議案第96号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

条例について

- 第14 議案第 97号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 98号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第 99号 工事請負契約の変更について
- 第17 議案第100号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第18 議案第101号 村道路線の認定について
- 第19 議案第102号 令和元年度朝日村一般会計補正予算（第4号）について
- 第20 議案第103号 令和元年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第104号 令和元年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第22 議案第105号 令和元年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第23 議案第106号 令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第24 議案第107号 令和元年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第25 議案第108号 令和元年度朝日村下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第26 議案提案説明
- 第27 議案内容説明

出席議員（10名）

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	北 村 直 樹 君	11番	塩 原 智 恵 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	小 池 貴 浩 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	塩 原 康 視 君
企 画 財 政 課 長	上 條 晴 彦 君	住 民 福 祉 課 長	上 條 文 枝 君
建 設 環 境 課 長	上 條 浩 充 君	産 業 振 興 課 長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 上 條 裕 子 君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（塩原智恵美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和元年朝日村議会12月定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

1番 上 條 俊 策 議員

2番 高 橋 良 二 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（塩原智恵美君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの13日間としたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月17日までの13日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

入札結果調書、定期監査結果報告及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

齊藤勝則議員より総務産業委員会委員長辞職願が提出され、12月4日開催の総務産業委員会において委員長辞職が許可され、委員会委員長が互選された旨、高橋委員長から報告がありました。

12月4日、齊藤議員より議会運営委員辞任願が議長宛て提出されました。議会閉会中でありましたので、議長において齊藤議員の議会運営委員辞任を許可しましたので、報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎議会運営委員の選任

○議長（塩原智恵美君） 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任についてお諮りいたします。議会運営委員は、定数4名のうち、1名欠員となっております。委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に高橋良二議員を指名します。

次に、議会運営委員会の副委員長を選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会において互選の上、議長に報告していただきたいと思いを。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時03分

〔議 会 運 営 委 員 会〕

再開 午前 9時09分

○議長（塩原智恵美君） 本会議を再開いたします。

議会運営副委員長の選任結果の報告を求めます。

中村文映議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ご報告いたします。

議会委員会条例第8条第2項の規定により、ただいまの議会運営委員会において、議会運営委員会副委員長を互選いたしましたので、結果をご報告いたします。

副委員長は林 邦宏議員です。

以上、報告申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） 以上で議会運営副委員長の選任は終わりました。

◎請願・陳情の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第5、本日までに受理した請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

◎議案第89号から議案第108号までの上程

○議長（塩原智恵美君） この際、日程第6、議案第89号から日程第25、議案第108号までの議案を一括上程します。

提出されました議案はお手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第26、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日ここに、令和元年朝日村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、議員の皆様、村民の皆様には日ごろより村政に多大なるご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

初めに、10月に相次いだ台風の強風、豪雨により、県内、県外各地に甚大な災害がもたらされました。それにより多くの人命が奪われ、特に県内では、過去例を見ないほどの大災害となりました。お亡くなりになられました方へ哀悼の意を表するとともに、ご家族様、災害に遭われました皆様にお悔やみを申し上げます。そして、一日も早い復旧、復興を願うものです。

去る9月議会において、9月1日の防災の日の内容に触れ、今回の訓練の特徴は、各地区防災会が独自に訓練テーマを決め、活動したことで、自分の命は自分で守る、隣近所で助け合う、そのような行動をぜひ身につけてほしいとお願いをし、今後、秋の台風シーズンとなりますが、災害が起こらないことを祈るばかりです、と結んだのですが、一連の台風により、過去50年で最大の被害が各地にもたらされてしまいました。

朝日村での被害は、増水により林道の崩落1カ所と、林道の荒れが多数発生し、緊急対策費240万円で荒れの修繕をしましたが、崩落の復旧には370万円ほどかかると思われます。後に判明した針尾用水頭首工の復旧に2,400万円が見込まれます。また、農作物では葉野菜に

90万円ほどの被害となりました。台風のコースが少しずれていれば、朝日村でも甚大な災害が発生した可能性は大でありました。

また、朝日村では初めてとなる避難所を中央公民館に開設し、各常会では地区長の判断で開設を行っていただきましたが、避難された方はごく少数でありました。一連の活動において、村民への的確な情報伝達や、役場での危機対応に関し、幾つかの課題が見えてきましたので、対策、改善策にまとめ、今後対策を打っていく方針です。

そのほか、長野市に対する災害復旧支援活動を朝日村として行っています。災害時応援協定に基づいて、職員延べ14人、バス車両延べ2台を派遣しております。また、ボランティア活動として、消防団延べ23人、そのほか朝日村社会福祉協議会、個人ボランティアも多くの方が支援活動に行かれています。ご参加いただいた方には敬意と感謝を申し上げます。

ここで、村政の現状把握として、各課で推進中の重要テーマの進捗について触れたいと思います。

総務課関係ですが、先ほども触れましたが、台風19号で浮き彫りになりました防災対策強化策として、国が進める緊急防災減災事業を活用し、各種マニュアルの作成や防災計画の見直し、防災情報の受発信施設の集約と強化、村独自の雨量計設置等を検討いたします。

来年度からは会計年度任用職員制度が施行されますが、現在の嘱託、臨時職員の給与、賞与等を、国の制度に従う約700万円の増額を検討いたします。増額分は地方交付税で手当てされる見込みです。

次に、企画財政課関係ですが、第6次総合計画作成の進捗については、総合計画審議会を中心に現在計画どおり進んでおります。年内に案が完成し、来年の1月にパブリックコメントを行い、2月の答申を受け、3月議会において承認をいただく運びです。

松本山雅ホームタウンの加入の件ですが、9月議会で出資金300万円の補正予算をお認めいただき、今週の月曜日に役場で、少年サッカーチームのメンバーも参加し、マスコットキャラクター「ガンズ君」とともに楽しい雰囲気の中で調印式を行うことができました。最終戦を待たずにJ2に降格となり、残念ではありますが、再度J1復帰に向け全村民で応援をしていただきたいと思います。今後は、松本山雅の地域活性化プログラムを通して、今以上に元気の出る村づくりや健康村づくりの一助にしていきたいと思います。

続きまして、住民福祉課関係ですが、来年度の国民健康保険の県への納付金について、試算結果が11月末に発表されました。県全体では納付金額が昨年度に比べ約60億円減少し、朝日村も前年比10.7%減の1億4,800万円の納付となりました。来年度の対応を国民健康保険

運営協議会とともに検討していきますが、シミュレーションでは、例えば現在4,000万円の基金を1,000万円取り崩すと、税率を10%上げる計算になります。

続きまして、建設環境課関係ですが、新設の道路ですが、向陽台から西洗馬87号線は今月末には舗装も完了し、来年1月中旬には開通をする予定です。役場から中央公民館に抜ける古見57号線ですが、来年3月に開通予定でしたが、国の指示により、台風19号により被災した地域への復興に建設資材が優先されるため、2カ月ほど完成がおくれる見通しです。

続きまして、産業振興課関係ですが、地方創生事業で農業支援組織を検討してきましたが、10月1日より朝日アグリチャレンジセンターとして専従員を配置し、発足いたしました。援農請負事業、小規模流通事業、新規就農支援を軸に、地域経済の活性化につなげていきたいと思えます。

松くい虫対策についてですが、今年度10月末時点で54本の伐倒燻蒸処理をしてきました。村境についても年度内に処理を進めます。

いよいよスキーシーズン到来となりましたが、あさひプライムスキー場は12月14日にプレオープン、21日にオープンの予定であります。ぜひ、ご家族でお出かけをいただきたいと思えます。あさひプライムスキー場は開場して27年の歳月が過ぎ、設備の老朽化が著しく、改修には多額の費用が見込まれます。予算措置を講ずる必要もあり、今後スキー場をどのようにしていくべきか早急に方向づけが必要です。ここで、あさひプライムスキー場のあり方検討会を立ち上げ、年度内を目標に方向づけを導き出したいと思えます。

次に、教育委員会関係ですが、朝日村に在住する中学生のために、学習する場の提供と、生徒の学習サポートを考えて、朝日学習教室を来年度から開設する検討を始めました。12月14日にはプレ教室を開催します。また、英語に触れる機会と英語で話す場の提供として、ALLTによる、小学生と大人のためのアダム先生の英会話教室を開催します。

あさひ保育園ですが、10月末現在133名の園児が通園していますが、来年度には定員の150名を超える入園申し込みが見込まれています。待機児童を出さないための対策が急務で、施設の改修と保育士さんの募集を始めております。

前置きが長くなりましたが、ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

本日提案いたしました議案は、専決2件、条例8件、契約1件、辺地1件、道路1件、予算7件の計20件でございます。

まず初めに、議案第89号 令和元年度朝日村一般会計補正予算（第3号）の専決処分につきましては、既定の予算に240万円を追加し、予算総額を30億3,000万円としたものでござい

ます。主な内容は、台風19号災害に伴う林道樞俣線測量設計業務委託及び各林道復旧に伴う重機使用料等の増額でございます。

次に、議案第90号 令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、専決処分したものでございます。内容は、ゲレンデ法面崩落及び施設の暖房器具等の不具合による予算の組み替えでございます。

次に、議案第91号 朝日村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により来年4月から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する必要な事項を定めることに伴い制定するものでございます。

次に、議案第92号 朝日村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、来年4月から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する必要な事項を定めることに伴い制定するものでございます。

次に、議案第93号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、来年4月から会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する条例を一括して改正する条例の制定を行うものでございます。

次に、議案第94号 朝日村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例の制定につきましては、再生可能エネルギー発電設備設置事業において、良好な生活環境との調和を図るために必要な事項を定める条例の制定を行うものでございます。

次に、議案第95号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、長時間労働是正のために、国家公務員の人事院規則の改正に準じ、時間外勤務命令の上限の設定に係る所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第96号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の人事院勧告を考慮し、議会議員の期末手当について支給割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第97号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の人事院勧告を考慮し、特別職の職員の期末手当について、支給割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第98号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給料表、勤勉手当支給割合等を改定するため、

所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第99号 工事請負契約の変更につきましては、中央公民館北交差点県道部の改良工事であります。村道古見57号線道路改築工事請負契約の請負金額の増額による変更契約について、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第100号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、朝日村辺地総合整備計画を変更するに当たり、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第101号 村道路線の認定につきましては、県道中組バイパス開通に伴う県道御馬越塩尻停車場線を村道として引き受ける区間の道路につきまして、新たに村道として認定するための議会の承認をお願いするものでございます。

議案第102号から108号までは補正予算でございます。

初めに、議案第102号 令和元年度朝日村一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出ともに1億4,460万円を追加し、予算総額を31億7,460万円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方特例交付金1,303万円、地方交付税3,409万円、県支出金1,602万円、繰越金7,034万円、村債1,220万円でございます。

歳出の主なものは、台風19号の災害復旧費として林道檜俣線の復旧費に370万円、針尾用水頭首工の復旧費に2,400万円、台風対応を教訓とした防災対策強化として同報系防災行政無線子局増設工事300万円、地域防災計画業務委託費350万円、庁舎雨量計設置工事291万円のほか、防火水槽用地取得費661万円、財政調整基金積立金1億764万円、出産祝金150万円、保育室改修工事232万円、公民館アスベスト含有調査費42万円をそれぞれ増額し、下水道事業一般会計負担金を7,807万円、事業の変更に伴う県営中山間整備事業地元負担金900万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第103号 令和元年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、制度改正に伴うシステム改修費等の増額でございます。

次に、議案第104号 令和元年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、居宅介護サービス給付等の増額でございます。

次に、議案第105号 令和元年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第106号 令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、前年度繰越金の精査でございます。

次に、議案第107号 令和元年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、給与改定に伴う人件費の増額及び委託料精査の減額が主な内容でございます。

次に、議案第108号 令和元年度朝日村下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、歳入の財源組替として、資本費平準化債1億3,000万円を借り入れ、一般会計負担金7,807万円を減額するものでございます。

以上、本日提案いたしました議案につきまして、ご説明申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第27、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時30分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 3時31分

○議長（塩原智恵美君） ただいまから本会議を再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（塩原智恵美君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時32分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和元年朝日村議会 12月定例会 第2日

議事日程(第2号)

令和元年12月13日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

出席議員(10名)

1番	上條俊策君	2番	高橋良二君
3番	清沢正毅君	5番	高橋廣美君
6番	林邦宏君	7番	中村文映君
8番	齊藤勝則君	9番	上條昭三君
10番	北村直樹君	11番	塩原智恵美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	小池貴浩君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	塩原康視君
企画財政課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條文枝君
建設環境課長	上條浩充君	産業振興課長	清沢光寿君
教育次長	上條靖尚君		

事務局職員出席者

議会事務局長 上條裕子君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（塩原智恵美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

3番 清 沢 正 毅 議員

5番 高 橋 廣 美 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

◎一般質問

○議長（塩原智恵美君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められています。簡潔にお願いいたします。また、時間5分前になりましたら事務局より鈴でお知らせをいたしますので、お含みおきください。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（塩原智恵美君） 最初に、3番、清沢正毅議員。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 3番、清沢正毅でございます。

私は、本日2問の質問をさせていただきます。

早速第1問に入ります。

村行政のスピード・質の向上を目指しての、村長の副村長への思いと副村長の政治姿勢について伺いをいたします。

小林村長は、村長公約で「行政のスピード・質の向上のため副村長を置きます」と掲げ、この10月1日に小池貴浩副村長の起用を果たされました。朝日村は長い間副村長が不在であったため、村民の皆さんから具体的に村長と副村長の役割分担がよく見えない、副村長にどのようなミッションが与えられ、行政のスピード・質の向上にどのように貢献されていくのかが知りたいとの意見を多く耳にいたします。確かに、特別職が1人増員され、年間900万近くの報酬が一般会計の中から繰り出されるわけでありますから、村民の皆さんも副村長の活躍に大きな期待を寄せているところであります。

つきましては、副村長就任から3カ月目に入るに当たり、村長、副村長の役割分担を明確にし、今後の行政運営にどのように生かしていくのかを村民に示し、理解を求めていかなければならないと考えます。

そこで、村長、副村長に伺います。

1つ目、小林村長、村長は就任以来、行政に精通した方を副村長に迎え、新しい血を朝日

村行政に注ぎ、重要な懸案事項が山積みである現状を打開すべく、仕事の進め方改革に取り組むとの決意表明がありました。具体的に副村長にはどのようなミッションが与えられているのか。また、朝日村事務処理規則の第4条に、村長の決裁を要する事項があります。その中の4項に、権限委任の項目があります。今までは第4条の条項全てを村長が遂行されていたと思いますが、スピードアップと仕事の質の向上を図るには、ある程度副村長に権限移譲もしていかないと実現していかないのではないかと考えます。その2つの点についてどのように考えられているのかを伺います。

2つ目、小池副村長、就任されてから3カ月目に入りました。民間企業でいえば3カ月は試用期間で、4カ月目から本格的な業務遂行という扱いがあります。しかし、小池副村長は県職26年経験の大ベテランであり、行政運営のプロと言っても過言ではないと私は思います。基礎的自治体行政は初めてと言われておりますが、逆に外部の視点で朝日村に新たな刺激と気づきを与えていきたいとのコメントがございました。

つきましては、現段階で結構ですので、この2カ月で村長から与えられたミッションを遂行するに当たって、現状の朝日村の行政運営の強み、弱みについてどのように捉えられているのか、そしてこれからどのように取り組んでいかれるのかの政治姿勢をお伺いいたします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、清沢議員の質問にお答えいたします。

村民の皆さんの中には、村長、副村長の役割分担がよく見えないと、そのような意見があるということで、副村長のミッションは何かの問いであります。朝日村では、10年以上にわたり副村長不在でありました。前中村村長のお考えは、財政を立て直す方策の一つとして人件費の削減の一環であったと認識しております。それと、前中村村長は行政の大ベテランでありましたから、副村長なしでもできたというふうに私は思っております。私の公約でありました副村長の起用の目的は、先ほど議員もおっしゃっていただきましたが、行政のスピードアップと質の向上であります。

さて、副村長のミッションは何かということですが、1つ目は、まずは現状把握をしながら早く朝日村をキャッチアップすること、2つ目として、疑問に感じる仕事の進め方があれば、県との太いパイプ等を通して改善を図ること、そして3つ目として、第三者的な目から

条例未公布問題を解決することの3点からスタートを切りました。それから2カ月、評価するには尚早ですが、県とのパイプを生かし、事務処理の迅速化、省力化を図った幾つかの改善事例がありますので、ここの一端を紹介したいと思います。

国の制度の疑義確認・照会等において、ダイレクトに県庁に問い合わせることにより、迅速的に処理できた案件が4件ございました。具体的な中身はちょっとここでは控えますが、そのほか県との人事交流の職員の調整において、今回の台風19号の対応で県職員の交流制限がかけられておりました、交流が無理かというふうに思われたこともありました、直接折衝によりその調整が順調に進み出しております。また、各種の事務処理においてチェック方法等県の基準を取り入れ、改善も図っております。

次に、権限移譲に関する件ですが、議員が言われるとおり、今回の起用のみそでもあります。私が公約を煮詰める際に課題視したことは、副村長不在による弊害がどの程度あるかということでした。行政経験のない私の補佐役であるとともに、副村長に権限を移譲し、多くの課題に対してダブルで並行して取り組まなければ、他の町村におくれをとってしまうという危機感がありました。副村長不在は、58町村長野県にあります、その時点では10町村でありました。今になってわかりますが、各種行事、会議、出張等で村長不在は多く、業務の停滞は少なからずありました。また、権限移譲でもある決裁額の変更も、副村長は30万円の決裁までしか専決できませんでしたが、枠を300万円まで拡大するという規程改定もしております。

今後は組織やテーマごと分担を決め、行政のスピードアップと質のさらなる向上に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 小池副村長。

〔副村長 小池貴浩君登壇〕

○副村長（小池貴浩君） 清沢議員のご質問、朝日村行財政運営についてどのように取り組んでいくかについてお答えしたいと思います。

今村長から答弁がありましたとおり、私に与えられたミッション、3つございます。1つが村の現状を早く把握すること、2つ目が県の太いパイプを生かして村の課題を解決すること、それから3つ目、条例未公布問題早期決着を図ることというふうに理解をしております、先ほど村長から答弁があったとおり、それぞれのミッション達成に向けて今努力をしているところでございます。村長が事務的な処理に時間と労力をとられることなく、村民の

ための政策の推進に専念できるように、県行政の経験をもとに政策の補完をすべきところはしっかり補完をしていきたい、また、今後村に溶け込みつつも異なる視点、外からの視点、県職の視点というものを常に忘れずに持ち続けて、村政に当たっていきたいと思っております。

朝日村行財政運営の強みと弱みということでございますけれども、ちょっとまだ2カ月ではございますが、強みと感じているところ、3点ございます。

まず1つは、組織が極めてコンパクトで、意思決定が非常に迅速であるということが挙げられると思います。これは朝日村に限らず、小規模な町村では共通の特徴かもしれませんが、県では一般行政職員が5,000人というふうにいる中で、係員から係長、そして課長、さらに部長というふうに段階的に意思決定を行っております。そういった手順を踏むということが、村においては職員から課長、そして村長にすぐに判断を仰げるということで、非常にスピーディーだと感じております。そういった全体的にコンパクトな上に、特に朝日村においては課長のもとに担当制というものをしております。そのために、さらに機動的な組織になっていると思います。これが1つ目です。

2つ目の強みとして、女性職員の比率が高いということが挙げられると思います。役場の事務室のフロアだけで申し上げますと、五十数人おるんですけども、そのうち4割以上が女性です。県では若手に女性職員はふえてはいるものの、全体を見れば2割強ぐらいにすぎないものですから、朝日村はとても進んでいると思います。

それから、3つ目の強みとして、非正規の職員が大きな戦力になっていると思います。これも役場の事務室のフロアだけで申しますと、五十数人のうち、大体4人に1人くらいは嘱託や臨時といった非正規の職員です。こうした職員も、役場のOBであったりそれぞれの分野の経験者であったりというようなことで、非常な戦力になっております。このことは多様な働き方を既に実現しているとも言えますし、来年度会計年度任用職員制度というものも導入されますので、これが後押しし、一層機能が強化されるということが期待されます。

反対に、弱みということですが、2つ挙げたいと思います。

1つは、正規の職員数が非常に少ない、ちょっと足りていないのかなというふうに感じます。これは統計的にも、人口1万人当たりの職員数というのを一定の条件で類似団体と比較してみますと、朝日村は一番少ないというデータが出ています。類似団体である下條村においても、2番目が下條村なんですけれども、朝日村は人口1万人当たり101.8人という職員数が、下條村は105ちょっとと、それから3位の小海町が120人余りということで、類似団体

と比較しても非常に少ない人数だと思っております、職員、日ごろ非常に頑張っていると思いますが、迅速で丁寧な住民対応というものにちょっと不安があるのかなと思っております。

それから、2番目に弱みと感じているところが、職員の年齢構成にちょっと不均衡が生じておりました、20代、それから30代後半、この職員が少ないという状況があります。これは採用を控えていたということもあると思うんですが、長期的な視点で見れば、安定した行財政運営に影響が少なからずあるのではないかと心配をしております。

そこで、今後どのように取り組んでいくのかということで、大きく2点挙げたいと思います。1つは、行財政運営の指針、これは行政改革にもつながるかもしれないんですけども、そういった運営方針というものをつくりたいと思っております。村では平成24年度まで行財政改革プランというものがありませんでしたが、それ以降、指針のないまま運営がされております。役場全体のベースのところでも共通認識のないままに行政がとり行われているという状態が続いておりますので、これを令和2年度、来年度解消するために、この運営方針といったものを策定していきたいと思っております。策定に当たっては、先ほどの強みとか弱みを踏まえまして、とにかく適正な人員配置と定員管理、そういったものをまずやると、計画的な職員採用ですとか、そういったことをしっかり位置づけたいと思います。

それから、人材の育成です。未来の役場を担う人材の育成というものにも取り組みたいと、そしてもう一つ、この方針の中に、こういう時代ですので、AIやRPAを使った事務の省力化というものも入れたいと思っております。

それから、大きな2つ目の取り組みですけれども、男女共同参画の推進ということで、男女共同参画計画というものが自治体、あるところにはあるんですが、今まで朝日村にはこの計画がありません。計画なしの町村はまだ県内にも21くらいあるんですけれども、その中の一つに朝日村が入ってしまっているということで、これも来年度しっかり策定をしていきたいと思っております、先ほど申しあげました役場職員、女性も多いということでございますので、役場職員の活躍促進も盛り込んで、フレックスタイム制導入とかそういった具体的な多様な働き方も一層取り入れるというような中で、ワーク・ライフ・バランスのとれた役場がモデルケースとして発信できるような形で作り上げていきたいなと思っております。

以上、2つの計画ですとか指針ですとかそういったもの、当面重点的課題として取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員、再質問はありますか。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ただいま小林村長のほうから副村長への思い、いわゆるミッションの内容を具体的にお話しいただきました。聞いていただいている村民の皆さんも、直接村長の言葉からそういうことがきょう聞けたということで、ある程度の副村長への思いが非常に伝わったのではないかなというふうに思います。

それから、それを受けて今小池副村長からご自分の考え方、行動の意欲を示していただきました。そんな中で、小池副村長に与えられているいろんな内容と今の行動指針を伺ったわけですが、今小池副村長のほうから伺った内容の主なところが、ほとんど組織の強化みたいなところとか、行財政改革の方針の策定という言葉も最初ありました。

2つ目が、男女共同参画の計画をつくりたいという話なんです。朝日村の強み、弱みの中に、ほとんど庁舎の中の組織体制、それから人の動きみたいなところを中心に話が合ったわけですが、副村長の最初の就任のご挨拶の中にも、村の状況、実情をもっと把握したいというようなお話もいただいていたけれども、私がああ言葉を受けたときに、今一番いいタイミングとして実情をつかまえるとすれば、今第6次の計画を審議している最中ですが、そういう審議会に副村長は出られているのか、自己啓発として積極的にご参加か何かして、その中で議論されているのは、一番今朝日の置かれている実情と今後どうしようかというところを議論しているわけですが、そんなところに参画をされて、朝日村の実情みたいなものを把握されているような行動をされていらっしゃるのかどうか、そんなところをちょっとお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 小池副村長。

〔副村長 小池貴浩君登壇〕

○副村長（小池貴浩君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今まさに第6次の総合計画ということで、策定が佳境に入っておりますけれども、そうした中の審議会には私まだ出席はしておりません。村政について早く学びたいというのは、1つは小林村長、出前村政というものを実施しておりますので、その席には一緒に同席をさせていただくと、夜、それから土曜日、日曜日といったところの住民の皆さんのご都合がつくときに地区にお邪魔をして、地区の生の声をお聞きしているというような状況があります。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員、再質問はありますか。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） まだ出ていらっしゃらないというお話もいただきましたけれども、できたら積極的にやっぱり自己啓発として、朝日村の実情を理解していくにはそれが一番いい機会じゃないかなというふうに私も思いますので、出前村政とかいろいろ出ていらっしゃって、地区の内容等については把握されていらっしゃると思いますが、総合審議会は全体的な朝日の将来を語る中ですので、実情を理解していただくには最もいい機会じゃないかなというふうに思いますので、ぜひまたお考えをいただきたいなというふうに思います。

それから、この質問については再質疑をしていけばどんどん時間がたっちゃいますので、ちょっと簡略化していきたいと思いますが、副村長のお話の中に、先ほど行革ですとか人の育成だとか男女共同だとかいろいろあります。いわゆる村政の皆さんといろいろ話をしていくには、業務の進捗だとか進め方だとかいろんなものについて伺っていますが、やっぱり庁内の組織体制だとか人の育成だとか、そういったものに対しての力といいますか、そういう話が話題になっていたのは余り多くなかったというのがありますから、やっぱりこれから目標管理制度も含めた人事評価制度、これが来年4月からきちっとスタートをしていくわけです。それに当たって、やっぱり人の配置だとか育成だとか評価だとか、それから人の男女の比率ですとかこれからの人材育成の計画、こういったものを明確に副村長にぜひ力を発揮していただいて、それをつくっていただければありがたいなというふうに思います。

最後に、新しい小林村政になって、小池副村長との二人三脚がここで確立をされたわけです。ただいま副村長のミッションも明確にされて、副村長への疑問も伺うことができました。小林村長の公約にあるみんなで福祉あふれる元気で明るい朝日村を創る、これを目指して、具体的にどこがどう変わっていくのかを村民にわかりやすく発信をしていただいて、村民が何が変わったのかということを実感できるこれからの村政展開に期待をいたしまして、私の第1問の質問を終了させていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

朝日村の福祉医療費給付事業についてをテーマにさせていただきます。

監査委員の定期監査意見でも触れられております昨年8月1日から中学校卒業までの子供の医療費の現物支給方式が開始され、高額な医療費がかかる入院や土日の診療も窓口負担500円で医療が受けられることで、受給者の利便性が高くなってきたことは大変ありがたいことであります。しかし、昨年6月定例議会でも議論の焦点となっておりますが、朝日村では、平成27年から他に先駆けて子ども・子育て支援の目玉として、医療費の無料化を18歳の子供にまで範囲を拡大して、子供を持つ親の家計負担の軽減に取り組んでまいりました。

今回、今回というのは昨年のことですが、医療費の現物支給方式を導入するのであれば、どうして18歳までを対象としないのかという意見に対して、行政の回答は、受診回数がふえ、医療費の波及増が予測される、未実施自治体、とりわけ隣の山形村ですが、山形村との公平性を図る、そして国の国庫負担金減額というペナルティー回避を理由に、かつ県の方針として、中学校卒業までは足並みをそろえることが望ましいとの見解が示され、県が国の国庫負担金減額のペナルティーの半額を財源補填してくれるとの理由で、中学校卒業までを対象としたという説明でありました。

なお、今後、村行政としては、県が主催する福祉医療費事務研究会に参加しながら、制度改正後の給付実績の検証と県や近隣市町村と意見交換をする中で、よりよい住民サービス向上に向けての制度運営に取り組んでまいりますとの見解も、村行政からいただいております。

そこでお伺いします。新制度がスタートして1年を経過するわけではありますが、よりよい住民サービス向上に向けて、福祉医療費現物支給対象を18歳まで拡大することに対しては、現状どのように取り組まれているのかについて伺います。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、清沢議員2つ目のご質問、朝日村の福祉医療費給付事業につきましてお答え申し上げます。

昨年8月に県内でスタートをいたしました中学生までのお子さんを対象とした医療機関窓口でのお支払いが500円の負担で済むという福祉医療費の現物給付事業でございますが、実施から1年を経過いたしました。当村では現物給付と、高校生のお子さんにつきましては医療費の3割を一旦窓口でお支払いをいただき、後日500円を控除した残りの額を支給とする償還払い方式の2つの方式で現在給付を行っております。

現物給付導入後の1年の実績でございますが、入院につきましては、給付件数が1.9%の減、給付費は6.9%の増となりました。また、通院につきましては、給付件数が8.9%、給付額が9.7%、それぞれ増額となりました。

一方、高校生のお子さんにつきましては、支給件数が24%の減、給付延べ件数は21.8%の減とともに減少をいたしました。入院件数が増加となりまして、給付費は14.6%の増となりました。これらの結果、給付総額では全体で約72万円の伸びとなりましたが、これが一概に現物給付導入に伴います影響であるとは、単年度のみでは言えないというふうに捉えております。

次に、本年8月1日現在での県内の現物給付の導入状況でございますが、77市町村中、高校生までを対象としている自治体は、4市23町32村で合計59自治体、一方、中学生までを対象としている自治体は、朝日村を含めまして13市3村で計16自治体、通院は中学生まで、入院は高校生までを対象としている自治体が2市でございます。

また、第6次総合計画の検討会でも18歳までの拡大の要望も大きく、これまで実施の方向で検討をしております。

これら現物給付の導入後の実績及び県内自治体の導入の状況、また、第6次総合計画の中での村民の皆様のご要望等を鑑みまして、また、子ども・子育ての支援の拡大の観点からも、来年度から村といたしまして現物給付の対象を高校生まで拡大とし、実施してまいりたいと思っております。

なお、実施時期につきましては、関係医療機関への周知、それから受給者証の切りかえの更新、来年度の予算編成も含めまして、早々に検討をしております。議員の皆様にもご理解をいただきまして、よりよい子育て支援の一つとなりますよう実施をしてまいりたいと存じますので、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君）　どうぞ。清沢議員。

〔3番　清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君）　お答えをいただきました。

私、再質問でいろいろ実態を伺おうというふうに用意してきたんですけども、今の回答の中で、実際の制度が変わってから医療費の実績の検証をどうされてきたのかというふうに伺おうと思っておりましたが、今大体実態がわかりました。高校生についても医療費も減っているし、ただ入院はふえたんですが、それは一時的なものかなというふうにも思います。全

体的に72万ぐらいですか、ちょっとふえたというようなお話をいただいたんですが、これは必ずしもこの現物支給がという影響じゃないということかもしれませんが、実際に1年間やって研究されてきた中で、1つちょっと伺いたいのは、県の福祉医療事務研究会に参画をされているいろいろ勉強していきたい、あるいは議論していきたいというふうにお話があったかと思うんですが、その研究会というのは、具体的にはどのようなことをどういうふうに進めてきて、今回の検討の中にはどういうふうに生かされてきたのかということ、ちょっと参考にお聞かせいただきたいなと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、清沢議員2つ目のご質問についてお答えをさせていただきます。

県でスタートしました現物給付の支給でございますけれども、県内で市町村各ばらつきがございました。県でも中学生までを基本として進めてまいったところでございますけれども、高校生まで実施をしている自治体が多いということで、このままでいいのかというようなそんな思いがあったかと思えます。

そういった中で、うちは中学生までということの代表のほうの市町村として担当が参加をさせていただいております、年内に4回開催というようなスケジュールになっております、これまで3回実施がされてきております。先ほどお話ししましたように、福祉医療は8月から1年間というようなスケジュールで進んできておりますので、これから県のほうに、村としましては高校生まで拡大を希望するとともに、これも経済的な子育て支援の一つというふうに捉えておまして、県の動向も踏まえながら、住民に福祉がきちっと届きますように実施してまいりたいというふうに思っておりますので、お願いをいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） すみません、課長、今清沢議員が求めているのは、この会議でどういったことが検討されているかというその内容のことでございますので、お願いします。

○住民福祉課長（上條文枝君） すみません、自分の中ではお答えしたというふうに思っていたんですが、実際実施をしている中でも、いろんな担当の思いですとか村の状況等がございます。そういったところを直に担当から意見を求めたり、説明をいただく中で検討して、今後の動向を探っているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

今の県の福祉医療事務研究会の中の内容も伺いましたが、県として先ほど実際の各自治体の実情もご報告いただいています、県の方向性としては、もう県全体で18歳までを対象にしていこうという動きになりつつあるというふうに今私は受けとめたんですが、そういった場合に、県のほうで国庫負担金減額のペナルティーの半額を財源補填してくれているということなんですが、この方向が18歳までということになった場合に、そこまでの財源補填も検討していけるのかどうかというのをちょっと一つお伺いしたいのと、それから、来年から実施の方向で検討を今進めています。令和2年には早々にできるだけ実施をしたいということなんですが、前回の話の中にある近隣とのバランス、調整、こういうこともお話があったかと思うんですが、とりわけ隣村の山形とはバランスを合わせようということであったはずですが、その辺の調整だとかがどういうふうになっているのか、その2点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、清沢議員3つ目のご質問ですが、県の動向につきましては、先ほども申し上げましたように、あと1回担当者の会議が予定されています。そういった中で、県の財政としてもまた予算がふえますかと思しますので、まだ担当のほうにはそういったところまではおりてきておりません。そういった質問も県のほうにぶつけながら、できるだけ村としましては村の財政負担を減らすことができるように、また希望を出していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

それから、近隣町村との調整はどうするかという部分でございますけれども、今回18歳までの拡大を来年度からというようにお話、小林村長に相談をしまして、子育て支援の中の一つの大事な部分でありますので、柱として実施をしていくというようにお答えを頂戴しまして、山形村さんのほうの担当の課長とも話をしまして、朝日村は18歳まで拡大をしますということでお伝えをしました。山形村さんでもそれを踏まえまして、村長さんのほうとまた調整をとるというようなお話でございましたので、これからちょっとこういった動きを

するのかというところで、村のほうも情報交換をしながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員、再質問はございますか。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

県のほうともよく調整をしていただいて、できるだけそのペナルティーの部分の財源補填ができるようにぜひ意見具申をしていただきたいなというのと、前回の実施に踏み切れなかった近隣町村とのバランスというところも、今もう朝日村はでは取り組むと明言をされましたので、ぜひ特に山形村とのバランスはあると思いますので、その辺をよくご調整いただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、今令和2年実施ということをもうはっきりとご回答いただきましたので、その時期についても予算とかいろいろ諸所の調整があるかと思います。できるだけ早目に実施の時期を公表していただいて、行政としてもよりよい住民サービス向上に向けて制度運営に取り組むということをご進めていただきたいなということで、お聞きになっていらっしゃる18歳までの子供さんをお持ちのご家庭については、非常に明るい話題であり、受給者の利便性が高まるということに今多分大きく期待をお持ちになっているというふうに思いますので、ぜひその期待に応えていただくということをお願い申し上げまして、私の2番目のご質問は終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（塩原智恵美君） これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、5番、高橋廣美議員。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 5番、高橋廣美です。

私は、2問質問をさせていただきます。

まず、第1問目でございます。老朽化している公共施設の管理体制についてでございます。公共施設の総合管理計画の中で、特に問題となっている個別施設計画の中で、次の施設についてお尋ねをいたします。

まず第一に、旧役場庁舎であります。文化財としてその価値は貴重な存在である、また、地域の防災の拠点として建物の取り壊しが必要だ等、さまざまな議論がなされているとお聞きをいたします。耐震補強ができていない等、老朽化ゆえに建物の倒壊等安全面で危惧するところであります。今後どのような計画でこの庁舎問題を解決されるおつもりか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、旧おひさま保育園の今後の利用計画であります。向陽台地区の公民館、またある芸術家の画廊に等、さまざまな計画が持ち上がっていました。現在は何のような計画をお持ちかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、高橋廣美議員の質問にお答えいたします。

旧役場庁舎の方向づけの問いであります。旧役場庁舎の扱いについて、今までの経過をちょっと簡単に振り返ってみたいと思っております。

総合審議会にどういう扱いをするかという設問がされて、今後の取り扱いの答申を求めていたわけですが、結論が出ないまま先送りとなっております。そのときに判断材料である改修費、いわゆるどういった改修が必要でどのくらいの規模の予算がかかるかという、改修費等の費用面がその当時は一切提示がなかったということが、答申が先延ばしになった一因であるというふうに理解しております。そしてまた、地元の常会の皆さんにも同様の投げかけをいたしましたけれども、やはり同じく費用面での情報がないために、判断は先送りになっているということが現状です。

私の村長選挙のときに、メディアのほうで旧役場庁舎の方向づけが争点として取り上げられました。村民の意見としては、存続と取り壊しが半々であったというふうに記憶しております。私は文化的な価値があるのならば存続させたい考えで、調査費をかけ、今後精査をして結論を出していきたいという方針を出して、6月の議会に補正予算で調査費をつけていただきました。そしてきょうに至っております。調査の結果は、一応めどづけは、納期は2月までということを言われているんですけれども、現在は内部構造等の調査をして、改修する

のにどのくらいの予算がかかるかということをご精査していただいておりますが、情報によりますと、概算で数億円はかかるのではないかなという話も漏れてきてはおります。

これまでに旧役場庁舎の活用については、数々の住民の皆さんに私会うたびにどうしたものかねというような話をさせていただく中で、いろいろな多くのアイデアは出てきております。しかし、具体的な内容にまでまだ至っていないというのが現状であります。今後ですが、費用の答申が出た時点で財政計画等における問題をまとめて、再度総合審議会、そして一番大事な地元の皆さんにお諮りをして、今年度中に結論を出して進めてまいりたいというふうに思っております。

関連して、旧役場で使っていた役場の駐車場、あれも何らかの方向性をもっと出していかなくちゃいけないんじゃないかなということ、旧庁舎と役場の駐車場をセットで今後どうしていったらいいのかなということ、今年度中に方向づけを一旦お示ししたいというふうに思っております。

次に、旧おひさま保育園の件ですけれども、前回9月議会で中村議員さんからも関連した質問があり、回答として、テレワーク等貸しオフィス、そういったニーズがあるかどうかを見きわめて結論を出していきたいと申しましたけれども、その後ですが、いまだニーズはありません。よって、まだ見きわめはできておりません。

そういう中で、レンタルオフィスへの改築、これは当然予算が必要なわけですし、以前にあそこを向陽台の常会施設として使えないかなということ、1回その改修費用を見積もった経過がございますが、そのときには約5,000万円くらいかかるんじゃないかなという見積もりが出ておりました。オフィスに改装するとなれば、もう少し間仕切りをふやすだとか、それなりきの設備投資も必要になりますので、そしてまた、あれは保育園でしたから全て子供仕様というところになっておりますので、かなりの改装費用も考えると、やっぱり5,000万円では済まなくて億に近いお金がかかるものと見込まれます。よって、非常にその辺も財政上課題があるかなというふうに思っています。

前々から私案として持っておりますのは、やはりあのところは更地にして、一般の方へ売却をするか、更地にした上であそこに村営住宅を建てていくかなというようなことも、あわせて検討の中に入れて可能性を探っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 公共施設、非常に扱いは難しいと思いますが、これから少子化による人口の減少とか高齢者の割合が増加する、こういった時代を迎えて、また生産人口が減少すると高齢者に係る扶助費等が増加すると、そして財政的には固定的経費がふえて公共施設とかインフラの維持に回せる費用が減っていくと、こういった時代を迎えることになると思います。このような背景を考えると、既に使用されていない施設は不必要ではないかというふうに思いますが、この辺については全て個々で不必要というふうに一刀両断で切り捨てるというわけではありませんが、そのような今までと違った新しい感覚で捉えるというおつもりはおありでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 不必要かどうかという、そういうことだと思うんですが、やはり例えば旧役場庁舎に4億円かかるといった場合に、では4億円かけて本当にどういう利用になるかというところがないとかけられませんので、その辺はリーズナブルに考えをまとめたと思います。ただ、文化財の価値があるから残すというところも、そういう考えはあるにしても、やはり現実を直視して、本当に村の行財政の中でそういったものが将来活用できるか、そこを使う人がいるかというところまでを含めて結論を出したいと思います。

それと、ちょっと質問の答えになるかどうかわかりませんが、今村の各種公共施設というのは大体が借地なものですから、いろんな公共施設を今後例えばやめるにした場合に、その借地をもとどおりにして返すのかとか、プラスアルファのいろんな経費もかかりますので、そういったところ、全体、総合的にちゃんとした見積もりをして、ちゃんとした精査をしていくことが大事だと思っております。ちょっと質問の答えになるかわかりませんが、そのように考えております。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 今村長の答弁にありましたように、確かにそういう考えでいかれるのがよろしいかというふうに思います。既存の公共施設をどうするかという場合の選択肢、これは2つではないかと、1つは、今後使っていくということになると、いわゆる長寿命化と

ということでそこに経費をかける、そしてもう一つは、もう統廃合または廃止、そういったことで、その不動産を今村長が言われるように、例えばおひさま保育園だったら、もうあそこは今まで考えてきたような用途には難しいということになったら、それを更地にしてそして処分する、そうしたら、例えば公共施設を新しくつくとすればその財源に回せるのではないかという、そういうような流れで持っていくのがよろしいのではないかというふうに思います。

そして、今までの公共施設、朝日村5,000人というような規模をめぐってつくってきたものです。ですから、今後例えば3,000人めどまたは社人研が言うように二千何人というふうになってくるといような時代に向かっては、もう財政的にどうしても維持できないということになれば、公共施設は半分にしないではないという時代を迎えるかもしれない、このようなことも考えると、非常に何というんですか、危険というわけでもないんですけども、ちょっと飛び過ぎた考えではないかというふうに思われるかもしれませんが、財政面を考えるとこういった考えもどうかと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おっしゃるとおりだと思います。今第6次総合計画で、将来本当に朝日の人口はどうかというのを、いろんな多方面の方とともに今精査をしている段階ですけれども、やはり四、五千人規模の現在の状況という村の公共施設は数としてあり得ないと思いますので、その辺はやはりそういったことも一番大事なポイントとして捉えて、統廃合なり今おっしゃられたようなことにしていくべきだというふうに私も思っておりますので、よろしくをお願いします。

すみません、1つ言い忘れしました。ただ、やはり朝日村としては明るい未来、明るい希望を持ったそういう要素も大事でありますから、ただ一概に人口が半分になるから半分にする云々ではなくて、村民が生きがいと明るさを取り戻せるような、そういった施設への改良なりということは基本だと思いますので、逆に新たな投資ももしかしたらあるかもしれません。そういったことでよろしくをお願いします。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 公共施設の総合管理計画と個別計画というのは、よく言われます木を見て森を見ずにならないようにというようなことで、一本一本の木を見たのではなくて、全体の森、持続可能な森をつくるにはどうしたらいいかと、そんなものに似ているのではないかというふうに思います。今後財政計画と照らし合わせて、公共施設の将来ビジョンをつくっていただきたいというふうに思います。

これで1問目の質問を終わりにします。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 2問目の質問であります。

縄文むら公園の整備についてということであります。

縄文むら公園はほぼ村の中心にあり、幼児から大人まで気軽に行け、憩える場所として、朝日村の自然環境を十分満喫できるすばらしい公園だと思います。ところが、中央にある木製のテーブルと長椅子は、風雨にさらされコケむしており、とてもその上でピクニック気分でお茶を飲み、弁当を食べるといふような雰囲気にはなりません。

そこで、プロの手でテーブルをリニューアルし、あずまや風の屋根をつければ解決すると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、私から高橋議員ご質問の縄文むら公園の整備についてお答えをいたします。

縄文むら公園は、平成3年にふるさとづくり特別対策事業を導入し、歴史民俗資料館とともに縄文広場、体験広場、縄文の森などを配置した歴史ロマンを感じるふるさと公園として整備し、縄文むらと名づけ、オープンをしております。その後、平成14年に上條俊介記念館として朝日美術館が歴史民俗資料館に併設され、上條俊介氏のブロンズ像が公園内に設置されるなど、整備がされてきております。また、高橋議員ご指摘の木製のテーブル等につきましては、その後の更新もしながら整備をしてきたものでございます。

美術館を含む縄文むらの利用状況でございますが、近年の実績で美術館が年間2,500人か

ら3,300人の入館者があり、企画展では村内外から、また小学校では美術鑑賞、体験学習などで来館をいただいております。そのほか、公園利用者は保育園の園児の散歩やドングリ拾い、また、わくわく館では児童の公園利用や、ぼけっと広場では親子での散策などとなっております。そのほか、洗馬小学校、今井小学校などの近隣の学校の遠足やグラウンド利用者の休憩の場所として、多くの方から利用がされているところでございます。

公園の管理につきましては、教育委員会管理となっており、美術館の予算内で管理を行っております。職員が行う管理のほかに、委託管理として草刈りをシルバー人材センターに、園内樹木の整理を山友会の皆さんにより行っております。そのほか、ボランティアとして老大のOBの皆さん、また、美術館友の会の皆さんなどから落ち葉の片づけなどをしていただき、また、近年では商工会女性部の皆さんがテーブルの清掃をしていただいております。このように地域の皆さんによる管理もしていただいております、お礼を申し上げるところでございます。しかしながら、ボランティアの皆さんや予算も限られている中で、定期的なメンテナンスもできず、テーブル等については屋外施設であるため、風雨にさらされ、ご指摘のとおりでございます。

そこで、高橋議員ご提案のテーブル等のプロの手によるリニューアルについてでございます。

先ほど申し上げましたが、商工会女性部の清掃によりテーブル等は大変きれいになり、今後の利用者も気分よく使用できる状況になりました。このことから、議員ご提案のとおり、プロなどによる整備を行うことは、さらに利用しやすい環境になると捉えております。しかしながら、公園内には幾つかの遊具もあり、平成3年建設当時の状況のものもあり、30年近くが経過し、安全面や修繕費、今後の利用見込み、維持管理費など、総合的な判断も必要となることから、これからの管理運営につきましては、縄文むら協議会にも諮り、ご指導、助言をいただく中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） プロの手でテーブルをもう少し削ったりとか、きれいにしてもらおうという話は今いただきましたが、屋根をつけるということは非常に費用面で大変かとは思いますが、可能性としてはいかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） ただいま屋根についてはというご質問ですけれども、屋根をつける費用、それからやはり施設整備をすることにより、また維持管理等が発生してまいりますので、それについても先ほどの縄文むら協議会に諮って、これからの利用見込みを見る中で、またどのような利用をしていくかも踏まえて検討しなければいけないかなと思っておりますので、今のところは早々に屋根をつけるというちょっと計画にはならないかもしれませんが、今ある施設もどのように管理していくかも踏まえながら、もし必要でないものであれば撤去も踏まえながら検討したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

ボランティアの皆さんが清掃をしていただくということで、あとは気持ちよく帰ってもらくと、きれいになってよかったなというふうになるような状況にしておいてもらえれば、継続して気持ちよく清掃していただけるのではないかとこのように思ひます。そんなことで、あそこは先ほども申し上げたとおり、村の中心部にあるということで、もっとこのPR等、みんなが行きたくなる状況になれば、すばらしい場所にますますなっていくのではないかとこのように思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塩原智恵美君） これで、高橋廣美議員の一般質問は終わりました。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、6番、林 邦宏議員。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、2問についてお伺いしたいと思います。

まず最初ですけれども、生活道路・西洗馬7号線早期整備を。

平成28年5月、上組・向陽台62世帯の署名つき要望書が行政と議会に提出され、3年6カ月が経過してしまいました。辺地地区民の切なる願いは、機会あるたびに請願してまいり、ようやく辺地対策事業計画に組み入れられる段階となり、令和2年から令和4年で執行する計画と伺っております。地区民の思いは、辺地指定されていながら納得できる辺地対策事業が執行されていない実態です。ぜひこの道路整備事業は満足感が得られる事業に仕上げたい。

前村長からは、冬期間は極めて危険な危ない道路と決めつけられ、代替案の村道西洗馬87号線の新設計画が提案されて執行されました。しかし、地区住民は先人から継承されてきた利便性の高い生活道路・西洗馬7号線の道路構造や環境面でのふぐあい箇所改良・改善を切望して、冬期間においても安心・安全に通行できる道路整備事業実現を期待しております。

過日いただきました村道西洗馬7号線改良事業の計画案に沿って質問させていただきます。

（1）としまして、道路構造の改良について。

- 1、長坂上部の道路幅拡幅開始起点を、桜坂公園の立て看板付近から施工してほしい。
- 2、長坂上部カーブ部位の拡幅と緩和処置で、死角の解消。
- 3、墓地前の急カーブの解消のため、谷側の畑土手側の拡幅の実施。
- 4、畑部分の道路拡幅は山側に定め、3項との接続をスムーズにする。
- 5、畑部位の急カーブの緩和化の実施。

（2）としまして、道路環境の改善。

冬期間の日照時間の確保と道路上に覆いかぶさっている立木の伐採事業。

- 1、長坂上部の拡幅箇所・坂擁壁から2メートル以内の立木の伐採の実施。
- 2、長坂谷側・ガードレールから2メートル以内の立木の伐採実施。
- 3、墓地周辺の立木伐採の実施。

（3）交通安全の確保。

- 1、街灯の設置。
- 2、カーブミラーの設置。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 林議員の質問にお答えいたします。

まず、全体的な面を私から、個々の細かな部分は担当課より回答をいたします。

まず最初に、長坂の道路改良につきましては、以前より上組地区要望としてありました。一昨年、道路に覆いかぶさる枝打ちをして、少しは日も差す状態となっております。上組の会合では、その日が差すというようなことについては、かなりいい評価をされておりました。

道路改良の要望は、私も上組地区の常会にたびたび参加し、並々ならぬ地区の要望であると私は理解しております。向陽台第3期造成の説明会の折に、長坂の改良の方針と概略説明をさせていただき、その際もいろいろなご意見を頂戴したところであります。関係の地権者の同意もいただきましたので、今後は地形測量に着手をしてみたいと思います。しかし、今の財政計画を練る中で、全面的な改良については非常に難しい状況であると思っております。ですから、提示をさせていただいているような部分的な改良、まずはすれ違いができるようなイメージを持っていただければというふうに思います。立木の伐採も、できるだけ地権者の方をお願いをして切っていきたいというふうに思っています。

ここからがちょっと私の思いですけれども、議員のほうから冬期間も安心・安全で通行できる道へというような要望がございましたけれども、やはりあそこは日陰になる地域でもありますので、その点は、道路はあそこ以外にもどこでもカーブだとか日陰だとか橋の上だとか凍結の状況になりますから、あくまでもドライバーが危険予知をしていただけて安全通行をしていただくと、それが基本だと思いますので、あそこを全面的に冬でも安心・安全で通れる道というのは、ちょっとまたいろいろな皆さんでその辺は内容を理解していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長（上條浩充君） 建設環境課長の上條浩充と申します。

本日が初めての答弁になりますので、たどたどしい答弁になることもあるかもしれませんが、今後ともご指導のほどよろしく願いいたします。

それでは、林 邦宏議員のご質問の村道西洗馬7号線道路改良についてご説明を申し上げ

ます。

西洗馬7号線の拡幅事業は、令和2年度から事業に取り組めるように辺地計画にのせ、今定例会に提出させていただきました。今後は地権者及び関係者による現地確認や説明会を行うことになると思いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、この事業は内示を受けてから5月以降の着手になろうかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、細かくご質問いただきました内容でございますけれども、このご質問、またご要望の起点の箇所、長坂上部の拡幅と緩和、墓地前の急カーブの解消、畑部分の道路の拡幅と急カーブの緩和についてお答えをさせていただきます。

このご質問のそれぞれの内容につきましては、可能な限り計画に反映できるようにしていきたいと考えています。しかし、設計を進める中で困難な案件が発生することもあるかと思っております。その際にはご相談をさせていただきますので、そのときにはご協力をまたお願いいたします。

なお、ご質問にはございませんでしたけれども、長坂中間の待避所についても検討を考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それから、これからの予定ですが、令和2年度に地形測量を行い、その測量図をもとにして予備設計、概略設計へと進みます。予備設計ができましたら、土地所有者の皆様、それから関係者の皆さんへの説明会を開いて事業を進めていく計画でございます。

続きまして、樹木の伐採につきましてです。

樹木の伐採につきましても、この西洗馬7号線の事業にあわせて実施していく予定を考えています。実施時期は多少前後するかと思っておりますけれども、所有者と現地立ち会いを行ったり、そして伐採範囲を定めたりしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

そして、安全の確保のための交通安全施設の関係でございます。

西洗馬7号線の設計段階、また工事を実施していく中で道路の形状が見えてくると思っておりますので、そこで必要な箇所には設置するようしていきたいと判断をしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） ご丁寧な答弁ありがとうございました。

まず、その中で特に地区民が要望しているのは、やはり今現在、平成28年ですか、時点でやっております立木の枝打ちの件なんですけれども、やはり枝打ちをすることによって、環境もそれなりに少し明るくなったり何かしていたということで、今回これをぜひやってほしいと言っているのは、立木というのは、もう年を追ってどんどん成長してきます。しかも谷側、それから山から見ると谷側のは山側へ、それから山側は谷側にというような形で、やはりそこに障害物がなければそちらのほうにどんどん枝は伸びていってしまうというようなことで、また何ですか、平成28年の整備しない前に戻っちゃうというのも、これは想定されます。

だからそんな絡みの中で、やはりそれぞれの場所から現在路上に覆いかぶさっている、道路法でいくと多分占用という言葉になると思いますけれども、そういう樹木はぜひ伐採して、将来に憂いを残さないような形で対応し、それをやることによって冬期間も凍結がある程度緩衝できるんじゃないかなということで、やることによって安全が確保できるということは期待できるものですから、ぜひ坂の山側、それから谷側から道路に枝が覆いかぶさっている、いずれはもうそれはまたそういう形で日照権を阻害する要因になりますから、それはぜひ実施していただきたいということで、私ども上組地区の住民の方は決して過大な要求をしているとは思っておりませんし、また、やはり財政面、行政面に対してもそれなりの配慮をして対応しているというふうに、私はこの要望は出ているというふうに理解しております。

そんなことで、ぜひ上組の住民の人たちは向陽台の宅地分譲に対しては1期、2期、3期とも全面協力されているという、そういう背景も配慮されて対応していただきたいなというふうに思います。

それから、あと道路法でいうと、やはり道路管理者は常に安心・安全の道路確保をしなくちゃいけないというのが責務になっていると思いますけれども、その辺も配慮されて、今回やはり辺地対策の事業ということで、将来を見通して対応していただきたいというふうに思っております。

その辺で、あともう一つ申し上げておきたいのは、やはり何ですか、部分的な拡幅で十分だと思っておりますけれども、その対応に関しては、やはり現在の道路構造に見合った状態でぜひ対応していただきたいと思っておりますけれども、その辺は特に道路構造の改良の④のところですが、これは計画では谷側のほうをやるようになっていきますけれども、ここはやはり道路の流れとかその辺をかいま見ますと、山側をやるのがやはりベターじゃないかなと、そう

ということで、スムーズな流れになっていくというような感じがするんですけども、その辺をちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長（上條浩充君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、道路構造についてお話しさせていただきますが、私たちこれから工事を行っていく上で、専門家、設計士に設計の委託を出していく計画になります。その中で、まずは地形測量をやり、そしてどのような道路が一番理想的かという設計をつくっていく計画になります。それによってまた地域の皆さんにご相談をかけていきますので、これが理想的になれば一番ありがたいと思っていますけれども、そこでまたご確認をいただければと思います。

それから、あと道路管理者としての道路の安全確保であります。朝日村にある道路は130キロに及んでおります。それぞれの道路、できるだけ安全確認をさせていただいておりますけれども、またそのような事例がありましたら、お知らせいただければ私たちのほうで対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今回の④の部分のところについては、私は当初行政のほうから出されました原案に基づいて話をし、現地を関係者で確認した範囲では、やはりどうしても当初の計画は谷側をやるようになっていたと、その背景は、多分そこにはもう上流側には雨水ますが入っていて、その雨水ますをそのまま利用したいから谷側にやるんじゃないかというような、そういう想定なりそういうような想像がされました。それは道路の流れからいって決してよくなくて、やはりその雨水ますを移動させてもちゃんと上流側をやるのが道路の流れで、せっかくやる工事ならばやはり効率よく、それからせっかくやるという行為に対する事業評価、その辺を考えますと、やはりそうあるべきだというふうに思っていますけれども、その辺はぜひ内容を踏まえて対応していただきたいなと思います。その辺はぜひこの要望というか、内容を吟味されてしっかりした対応をしていただけることを願って、この質問は終了したいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 2番目ですけれども、幼児教育・保育の無償化対応は。

国の施策で10月から幼保無償化が始まっております。本村は平成24年4月から少子化が看過できない状況下に来ているとして、思い切った子育て支援策で3歳児から5歳児の保育料無料化に踏み切り、7年が経過しております。村民の皆様からはいろいろな評価が出ておりますが、大切な幼児保育には、保育の質の向上、保育環境の充実が求められております。また、子育て中の保護者の皆様からは、男性保育士の確保や病後児保育の実施などが要望されております。国からの給付金をどのような子育て支援に充当されるのかお伺いいたします。

1としまして、予想される給付金額はどのくらいか。本年度は。令和2年度は。

給付金の使途は。

3番目として、保育の質の向上への対応は。

4番目、保育環境充実への対応は。

よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） それでは、林議員の幼児教育・保育の無償化対応についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、この10月より保育の無償化が国の施策として始まりました。また、本村では少子化への対応、子育て支援対策として、既に平成24年度より実施をしているところでございます。この施策によって、あさひ保育園に通園する園児のここ数年の動向はほぼ横ばい状態となっており、来年度は増加に転じる見通しであります。今後はより保育環境の整備、また質の充実を図っていくことが求められているところであります。

私ほうからは、議員ご質問の3番、4番のご質問についてお答えをさせていただきます。

3番目の保育の質の向上への対応策についてでございますが、現在あさひ保育園では、国で定めた保育士の定数よりも多くの保育士を充てて保育に当たっておりますので、きめ細やかな対応ができているものと承知をしております。しかしながら、来年度は園児数が増加す

るといふこともあり、保育士の確保は大変厳しい状況下にありますが、その確保に努めたいと考えます。

また、保育士の質の向上策として、積極的に研修へ参加するよう努めているところであります。今年度は、現段階で延べ61名の保育士が研修に参加して研さんを積んでおります。さらに、外部で研修して学んだ内容を園内研修という場で他の保育士に周知、広めることで、園全体の資質を高める方策をとっております。

議員のお話にありました男性保育士の確保についてでございますが、これは他の保育園の例でございますが、男性の先生が入って施設の簡単な補修をしたり、安全確保に当たっていたりする例があると聞いております。本村としても、男性のALTの先生や運動の先生が入り、子供たちが喜んでいふの話がございます。なので、今後男性保育士の採用も視野に入れていきたいと考えております。また、保育ボランティアをお願いするなどして、村内外の皆様のお力もおかりするなどして、保育の質の向上を図ってまいります。

次に、病後児保育についてでございますが、近年、共働き家庭の支援策としてその需要が高まっており、本村でも要望があることは承知しているところでございます。実施に当たっては看護師の常駐、施設面での対応等が課題としてありますが、あさひ保育園には看護師を配置しており、今後に向けてさらに前向きに研究してまいりたいと考えております。

次に、4番目の質問、保育環境充実のための対応策についてでございますが、今年度は主に保育環境の整備として保育室に冷房を入れるなど、園児の暑さ対策に取り組んでまいりました。今夏には全ての保育室への冷房設備が完了しております。また、新年度からの園児の増加に対応して保育室の補修を行い、部屋数をふやす予定でございます。

私のほうからは以上でございます。

それでは、1、2番目の質問につきましては、上條次長から答弁をいたします。

○議長（塩原智恵美君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、私からは、林議員ご質問の1番目、2番目についてお答えをさせていただきます。

初めに、予想される給付額についてでございます。

ただいま教育長からの答弁にもございましたが、本年度10月から保育園の無償化が始まりました。この地方負担については、子ども・子育て臨時交付金として国で全額措置される形となっております。そこで、本年度臨時交付金として交付される額につきましては、今議会

に補正予算として提出をさせていただき、半年分の約1,300万円を想定しております。この算出方法につきましては、現段階で国から示されている情報をもとに子育て担当、財政担当それぞれがそれぞれで算出し、調整を行った上で計上した数字となっております。しかしながら、国の算出方法がまだ確定しておりませんので、交付額の変動が予想されるところでございます。

令和2年度以降につきましては、この無償化に伴う地方負担分については、地方交付税として基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分を基準財政収入額に算入するとしております。したがって、無償化に伴う地方負担分について算定上は見込まれますが、地方交付税は個別費用の積み上げではなく、配分であることから、一概に幾らと算出されるものではなく、ことしの倍にはならないと考えております。

次に、給付金の使途についてでございます。

今年度の子ども・子育て臨時交付金、また来年度からの普通交付税として交付されるものは、地方消費税引き上げの目的である地域における子育て支援のさらなる充実や次世代へのつけ回し軽減の一環で取り組まれるものですので、無償化に伴う費用に充てられるものと認識はしております。また、これまで当村独自で行ってきた無償化に充てていた財源は、担当する教育委員会としては、できる限り教育・保育環境の整備充実施策を取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今説明をいただきまして、その中からちょっとお伺いしたいと思っております。

まず、今年度の交付金に関しては、全額、多分半年になると思っておりますので、出てくると思っております。だからその1,300万とかですね。それで、次年度からは当然地元負担というのか、村負担も発生するんじゃないかなと思っておりますから、その辺はあれとして、先ほど言われた今年度の2倍になるのかならないのか、その辺は定かではありませんけれども、ただ、支給対象になる児童は増加するというふうに伺っていますから、その辺でチャラになるのかなんていうふうには思っております。その使途なんですけれども、やはり具体的にそれを提示していただいて、いずれにしてもその保育士さんの質の向上とか、要は保育にかかわるところに

全面的にそれを支出して対応していただきたいと、そういうふうに思っております。

その中で、特に今現在保育士さんは、先ほど教育長からは、多くの保育士さんが携わっているというふうな表現をいただいておりますけれども、私の知る範囲では、園長を含めて正規の保育士さんは5人しかおらないということで、やはり年齢、性別とかもろもろを配慮しますと、広報では募集をしておりますけれども、もう今でなくてもずっと卒業を見込まれるようなそういう保育士さんを確保するためには、早い時期からちゃんとそれに対応して、早くお互いじゃないんですけれども、そういうことのできるような対応をぜひお願いして、質の高い望むような保育士さんが確保できるような体制をぜひ整えていきたいと、それと、保育士さんの処遇の改善という言葉が方々で聞かれますけれども、朝日村にしましても、やはりその辺はしっかりと対応していかなくちゃいけないんじゃないかなと思います。特に聞くところによると、募集をかけると来てくれて、保育園は非常に新しいなということで、こういう保育の環境でやるならば働きたいという思いがあっても、処遇の面からいくと、やはりそれが満たされないと敬遠されちゃうというような話も聞いております。

そんなことで、やはりこの件に関しては処遇改善も十分に踏まえ、なおかつ若い保育士さんを確保するためには、場合によっては保育士さんのための住宅確保とかその辺も考えなくちゃいけないかなと思いますけれども、その辺についてはどのようなお考えを持っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

交付金の使途の行方ということでございますけれども、今次長が申しあげましたとおり、教育・保育の質の向上にできるだけ充てていきたいと私どもは考えているところであります。

また、そういった中で、保育の質の向上につきまして議員よりご提案がございました。ご承知のとおり、今保育士が不足しており、またその需要が高まるばかりの状況でございます。その中で保育士を確保するというのは、正直なところ大変厳しいと言わざるを得ない状況にもあるわけでありまして。しかしながら、こうした交付金等の対応をしながら手当の増額、あるいは処遇の改善などを図りながら、募集をかけていくというようなことを考えておるわけでありまして。

また、住宅等のご提案をいただきましたので、そのことにつきましてまた検討してまい

りたいと思っております。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） それから、保育士さんの事務作業の改善というようなことに関してはどのようにお考えになっているのか、それともう一つ、外国の要するに英語が小学校から導入されるというようなことで、アダム先生を含め、それからALTの方々をどのように今後活用していくのか、その辺もちょっとあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ご質問にお答えしたいと思います。

アダム先生の英語の保育へのかかわり方ではありますが、今現在定期的に保育の子供たちにかかわっておって、子供たちと英会話の保育を実施しているところであります。この子供たちへの英語の保育は、また小学校のほうへもつなげていくということで、継続の実施を考えているわけでありまして。また……

○議長（塩原智恵美君） 保育士の事務改善ということでお願いします。

○教育長（百瀬司郎君） すみません、保育士の事務事業の改善ということでもありますけれども、今現在園長の事務等が大変広範な事務事業になっておりまして、そのことにつきまして、できるだけその園長の仕事を軽減するために、ある程度そこに補助を入れていきたいと、そんなふうに考えております。そういったことで、保育園の保育士の先生方、あるいは園長の仕事の軽減を図る策を来年度対応して考えていきたいなど、そんなことを思っておりますので。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今の回答というか、答弁の中で、ぜひ情報通信関係のITC関係を導入されるような考え方で、できるだけ効率を図って、いい意味の育児のほうに専念できるよ

うな体制をぜひ整えていただければなんて思っております。

それから、英語教育に関しましては、やはり小学校のほうで対応、うまく年長組がそれにバトンタッチできるようなところまで高めていただけることをお願いいたしまして、私の質問を終了いたします。

○議長（塩原智恵美君） これで、林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（塩原智恵美君） ただいまから一般質問を再開します。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、7番、中村文映議員。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 7番、中村文映です。

私は、2項目について質問させていただきます。

1つ目の質問ですが、朝日村ホームページの運用状況について伺います。

現代社会は多くの情報がインターネットを介して簡単に素早く入手され、伝達されています。そして今後ますますインフォメーションテクノロジー、ITの情報技術を使って人とインターネット、人と人がつながっていく社会になっていくと思われれます。

第5次総合計画の行政情報の伝達の中で、村のホームページの内容を充実し、情報発信をタイムリーに行いますとし、第5次総合計画の評価結果では、時代に合ったホームページにリニューアルすることができたと評価し、課題として、ホームページの更新について常に全職員が更新することに気を配る必要があると指摘しています。また、それに続く第6次総合

計画の素案の中にも、ホームページを通じて情報発信をとしていくことが、教育、産業、企画など全般にわたって施策として盛り込まれています。

リニューアルしたホームページが時代に合っているかはともかく、5月にホームページをリニューアルし、それから半年以上が過ぎましたので、以下の点についてお伺いいたします。

1、アクセス状況、活用状況はいかがでしょうか。そして、半年過ぎた現段階での評価及び活用状況をどのように分析していますか。

2、ホームページはその性格上、最新かつ正確な情報を更新することが使命ですが、第5次総合計画の課題に上がっていた全職員が更新に気を配る体制はできていますでしょうか。また、現在庁内でホームページについて検討する会議は持たれていますか。

3、村民が日常必要とする情報は、日々の暮らしの情報、お知らせ等だと思いますが、私が利用した感想ですが、大変検索しにくく感じております。新着情報、きょうの会議や催し物案内がトップに表示されません。また、情報にたどり着くまでに何度もスクロールしたり、クリックしなくてはたどり着けません。使い勝手についてどのように考えていますか。

4、先日、長野県に多くの災害を引き起こした台風のときに、朝日村の災害情報や避難情報をホームページに掲載し、村民に情報提供はされましたか。また、ことしは鳥獣被害が頻繁に発生しました。特に御馬越・針尾地区では、熊が民家周辺に出没する被害も出て住民は不安を感じていましたが、ホームページに熊や猿の出没状況をアップして注意を喚起するような発信はされましたか。

5、各種審議会や会議等の会議録などが随時情報開示されていますか。国民健康保険審議会や環境審議会、上下水道事業運営審議会は情報開示され、審議内容が確認できますが、告知放送を聞く限り、もっといろいろな会議が開催されておりますが、他の会議はどのようになっているのでしょうか。

6、朝日村で検索すると、公式ウェブサイト画面で「朝日村公式ホームページ」「朝日村に住もう。」「あさひ観光N a v i」の大きなタイトルが出てきますが、そのうち「朝日村に住もう。」「あさひ観光N a v i」の更新はどのように行っていますか。リニューアルしたままのころの情報が見受けられ、余り更新されていないように見受けられますが、いかがでしょうか。もう日が過ぎた求人情報や朝日村の宿泊施設情報にゲストハウスが載っていない、ちなみにゲストハウスは12月11日に更新をしていただきましたが、担当課の管理体制をお聞きしたい。

7、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなど、SNSが情報発信手段として注

目されています。その利用者は若者を中心に大きな広がりを見せています。ホームページ上にある村の公式フェイスブックのアイコンをクリックすると、2月以来全く更新されていないのはなぜでしょうか。また、せっかく更新頻度が高い観光協会などのSNSがアクセスしにくい画面となっております。今後SNSの活用をどのように進めるかをお伺いいたします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、中村議員の質問について、私のほうから議員の質問を見ての感想ですとか全般的な面、簡単に触れてから、詳細は担当課から申し上げます。

ホームページの重要性は言うまでもなく、私も理解しております。行政情報の伝達手段として欠かせないツールであります。一番大事なのは、そこに常に最新の情報が載っていることであると、これは必須であると私も思っております。

いろんな不備がありますが、それは後でお答えしますけれども、それとは別にして、私が最近ホームページに関して思うことをちょっと述べてみたいと思うんですが、情報の伝達の最重要ツールとして位置づけているわけですが、では実際村民の皆さんが本当にどのくらいの方がタイムリーに見ておられるかというところが、ちょっと心配になっております。その辺はやはり定期的な調査をしていかなければいけないと、いつもホームページにアップしておけばみんなが見ているんじゃないかというような、ちょっとそういった過信もあってはならないと思いますので、常に定期的な調査をする必要があるというふうに、中村議員の質問状を見て改めて思った次第です。

それと、最近台風19号のときにアクセスができないという問題と、非常に時間がかかるという問題が発生しました。これは大きなシステムのほうでそういったふぐあいがあったその影響が、朝日村のホームページにもあらわれたというふうに私は理解しておりますが、やはりその辺は、村としても何らかの対策を講じることがあるのかということも必要だというふうに感じております。

それと、先ほど議員の質問の中にもありましたが、緊急時の情報伝達、それをどのようにするかということについては、先ほどもちょっと述べましたが、ホームページを過信することなく、こういった情報の伝達手段が最良なのかということも、こういったホームページのようなツールとあわせて見直す必要、またはもう一度再検証する必要があるというふうに、議員のご質問を見て私のほうで感じた次第です。その辺は、随時私なりに見ていきたいとい

うふうに思います。

いろいろ多岐にわたっての質問でありますので、あとは担当課のほうより返答いたします。

○議長（塩原智恵美君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 中村議員ご質問の朝日村ホームページの運用状況についてお答えいたします。

現在の村公式ホームページは、平成31年3月から平成元年5月、630万の事業により更新され、この6月から新しいホームページがスタートしております。更新されたホームページは、以前から課題でありました情報が探しにくい、サイト内キーワード検索ができない、ページの管理が複雑で古いページが残りやすい、国から求められているウェブアクセシビリティに対応していないなどの問題がありまして、これを受けまして、更新時においてサイトの構成を全面変更してきております。

初めに、アクセス状況と運用開始後の半年経過した評価と活用状況の分析についてのご質問でございますけれども、新しいホームページのアクセス状況は半年で1万9,000アクセス、これは昨年度同時期と比べますと約1.2倍のアクセス数となっております。文字や配色、デザイン等を見やすく改善したことや外部からの検索にヒットしやすくしたことにより、新ホームページが十分に活用されていると評価しております。

次に、ご質問のホームページに全職員が気を配る体制、庁内でのホームページ検討会議の状況はいかがかというご質問ですが、現在のホームページは、全職員が各自のパソコンから更新できるシステムとなっております。また、各担当で必要な情報は掲載するよう努めております。ホームページ検討会議の状況は、ホームページの新旧入れかえ時には、検討会議により仕組み、掲載内容について協議してきました。しかし、現在は毎週開催の課長会議で、行事、課題等につきまして告知方法を含めた中、ホームページも含めて広報について協議をしてきております。

次のご質問のホームページ画面の使い勝手ではありますが、議員がご指摘のとおり、日々の暮らしの情報やお知らせは、トップページの便利サービスのくらしのカレンダーに掲載してございます。これは紙でお配りしているくらしのカレンダーと同じ内容の情報を掲載しており、日々の会議情報につきましては村の告知放送にて放送しているため、ホームページへの全ての掲載をしている状況ではありません。使い勝手について、情報の探しやすさについては、以前に比べ、サイト内のキーワード検索も充実させてきております。現在のホームペー

ジのシステムは、全国の自治体でも導入実績の多い業者を採用して、自治体ホームページとしては最新のものとなっております。しかし、利用される方によってさまざまなご意見がありますので、ご意見をお聞かせいただきながら改善を今後もしてまいりたいと思っております。

次に、ご質問の台風19号の災害情報等の掲載についてであります。10月12日の災害時にはホームページを災害用ページに切りかえ、避難情報、朝日村の累積雨量情報、朝日村の雨量情報がわかる長野県防災ステーションにリンクを張るなど、対応をいたしてきております。

次のご質問のホームページを使った鳥獣被害対策につきましては、担当の産業振興課から後ほど答弁をさせていただきますので、ここでは省略させていただきます。

次のご質問のホームページへの各種会議の会議録等の掲載についてですが、現在、村では会議録の掲載ルール等はなく、会議録の全てが随時掲示されているわけではございません。現在、村では協働の村づくりを進めるために、住民協働指針の来年度策定に向けて検討中であり、住民協働の主な柱の一つが、村からの積極的な情報公開と考えております。来年度の住民協働指針の検討の中で、村からの情報発信のあり方、ルールについて検討する予定となっております。

次のご質問のホームページトップ画面にある「朝日村に住もう。」そして「あさひ観光N a v i」の更新体制、担当課についてでありますけれども、まず「朝日村に住もう。」は、移住・定住を紹介するサイトであり、これは平成30年度地方創生事業により、アグリビジネスセンターの設置による新たな農業と担い手創出事業の一環で立ち上げたサイトでありまして、村のホームページからリンクしている状況であります。この「朝日村に住もう。」のページは、公開が始まり半年が経過しているところでありますが、今後は村のアグリビジネスセンターと移住・定住のあり方について第6次総合計画で検討中であり、その検討にあわせ、「朝日村に住もう。」のページの更新体制について見直す予定であります。

また、観光サイトである「あさひ観光N a v i」につきましては、更新する担当の産業振興課から後ほど答弁をさせていただきますので、ここでは省略させていただきます。

次にご質問の公式フェイスブックの更新状況と今後のSNSの活用についてでありますけれども、現在朝日村公式ホームページのほか、SNSを活用した情報サイトが幾つかございます。それは観光協会によるフェイスブック、そして地域おこし協力隊が更新するフェイスブック、これは名称が「長野県朝日村&朝日村地域おこし協力隊」であります。また、地域おこし協力隊による婚活Instagramがございます。これらのSNSは、朝日村ホームペ

ージと同一の管理ができない状況であるため、議員ご指摘のフェイスブックが更新されていないといった状況が発生してきております。今後はホームページの利用状況及びフェイスブックを初めとしたSNSの需要調査を実施し、その後、ホームページとSNSの情報が一体的に管理できる方策を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） それでは、鳥獣被害の関係と、それから観光N a v iの関係について、清沢産業振興課長から答弁をお願いします。

清沢課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、中村議員ご質問の鳥獣被害情報のホームページへの発信についてお答えいたします。

これまでホームページでの鳥獣被害情報は、村として発信してございません。ホームページを閲覧する一部の方への周知ではなく、基本告知放送により村内全域に迅速に周知してございます。また、福祉や教育施設、観光施設等へは、引き続き担当課より管理者に情報提供し、周知徹底を図ってまいり所存でございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、ホームページの更新でございますが、「あさひ観光N a v i」の更新対応がおこなわれている状況につきましては、中村議員ご指摘のとおりでございます。他業務への対応によるおくれ、また職員の気を配る意識の低さにより、このような状況を招いていると理解してございます。今後は、現在来年度に向けた観光協会との業務内容の検討をスタートしてございますので、その中で連携を図りながら管理体制を整え、村の魅力ある観光情報を発信してまいり所存でございますのでお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） たくさんの質問にお答えいただきましてありがとうございました。

村長のほうからも重要には思っていると、ただどのように活用されているかを今後検証してくれるようなお言葉がございましたが、今後ますます村内在住者も村外に出かけることも多いかと思ひますし、お勤めもしている方も多いかと思ひますので、ぜひ村内の情報が村外にいてもとれるような体制をとっていただきたいと思ひます。

それから、評価、使いやすさにつきましては、それぞれの感想があるかと思えます。総務課長のほうから、リニューアルされて非常に使い勝手がよくなったというようなご発言もありましたけれども、まだまだ研究の余地があるのではないかなというふうに思っております。その辺につきましては、他市町村のホームページ、例えば東筑4市町村のホームページなどもぜひ研究していただき、見ていただきますと、一覧性になっているところと階層になっているところと分かれるんですけども、朝日村のこんな例えがいいかどうかはわかりませんが、ほかの4市町村のホームページはどちらかというと大衆食堂的なホームページ、こんにちは、いらっしゃいませ、そうすると壁にいっぱいメニューが張ってある。ところが、朝日村のホームページはホテル型、ドアボーイがいて対応してくれます。非常に丁寧な対応になっているかと思えます。きょうはお食事ですかとお聞きしますと、うちには洋食があります、和食があります、中華もあります、喫茶でもありますよと、それからそこで、では私は洋食をきょうは食べたいと言ったら、では15階に上がってくださいよと、そしてメニューを見ると。非常に瞬時に情報にたどり着けない、そんなふうに見受けられてしまうんです。

ですから、その辺につきましても、ぜひ開設時にホームページの検討委員会はあったということですが、今現在課長会議の中でということですが、ホームページを検討する委員会を立ち上げていただきたいと思います、その辺いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 2回目のご質問についてお答えをさせていただきます。

議員ご質問のホームページの検証について、またその中身について検討する今後の予定はということでもありますけれども、先ほどのご質問でも回答をさせていただきましたが、まずホームページの活用及び今後のSNSの活用について、今まで実際住民の方たちがどのような思いを持たれているかという調査をできておりませんので、そのまず調査をして、ホームページの活用、またはどのようなところに力を入れればいいのかというところをまずつかみまして、それにつきまして庁内で検討したいということでもあります。

また、庁内の検討も、現在ホームページにつきましては、各職員からの更新、またシステムの管理というところだけにとどまっております。先ほど回答させていただきました情報の発信ルール等の検討会議というのが今ない状況でありますので、来年度の住民協働の検討の

中でもその情報の検討の会議を立ち上げてまいりたいと思いますので、その中で議員ご質問のホームページをどのようにしていったらいいかというのも、あわせて検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今総務課長のほうから答弁いただきましたが、第5次総合計画の結果、それから第6次の調査の中においても、どこから村の情報をとっているかという中で、やっぱり回覧板とか日々の告知放送、それから議会だよりとかが出てくるんですけども、ホームページからの情報というのは、確かに今の段階で下位の状況に入ります。でも、この状態をどういうふうに改善するかという視点で、ホームページを見ていただけたらなというふうに思います。現代社会、やはりスピード感とかが求められると思いますし、より正確な情報を把握するためには、ホームページは視覚的にも文字情報としても活用できますので、ぜひその辺をご検討していただきたいと思います。

それから、いずれにしても全職員で意識改革、先ほど来おっしゃっていただいておりますが、日々ホームページをやっぱり見ていただく、朝日村のホームページをどうしようかというのを、職員の皆さんが日々の生活の中で考えていただいて取り組んでいただければなというふうに思います。

それから、先ほども申しましたように、少なくとも東筑の4村のホームページは職員の皆さんは見ていただいて、そこから定期的に、見ていただければ気づきとか先進事例とかいろいろなものが見つかるかと思っておりますので、その辺を庁内で検討するような体制をぜひ組んでいただきたいと思います。

例えばの話なんですけれども、今現在山形村のホームページにいけますと、トップ画面のところ鉢盛中学校の職員募集の情報が載っています。ところが、朝日村のほうには、同じ鉢盛中学校の組合でありながら、そのような情報が載っていません。これは、職員の誰かが山形村のホームページをチェックしたら、当然朝日村も載せようという話になるかと思っておりますので、ぜひともその辺のホームページに対する考えを、村長のほうから全職員に周知していただけたらなというふうに思っています、第1問目の質問を終わります。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 2つ目の質問です。

あさひプライムスキー場についてお伺いいたします。

村長は、さきの朝日村四団体懇談会の折、挨拶に立たれ、スキー場に関して設備の老朽化に伴い、配管工事など今後大きな投資が見込まれる状況を説明し、参加者に今後スキー場を継続するか廃止するかのご意見をお聞きしたいと、スキー場問題を四団体の会議という場において公にし、広く村民に検討を投げかけました。また、今12月定例会の冒頭議案説明の中でも、あさひプライムスキー場のあり方検討会を立ち上げ、年度内を目標に方向づけを導き出したいと発言されました。

あさひプライムスキー場の設置条例では、朝日村の豊かな自然の中で村民の心身の健全な発達及び健康増進並びに地域活性化に寄与するための施設として、あさひプライムスキー場並びに附属施設を設置するとしています。そして、開場から27年、小学校の課外授業に取り入れられるなど、若い方にはスノー文化の拠点として多くの来場者を迎え、朝日村の交流人口の多くを担い、親しまれ、現在朝日村を代表する施設となっています。また、広域的に見ても松本市や塩尻市からも近く、山岳地帯に設けられた大規模なスキー場とは明確にコンセプトを分け、全2コースのコンパクトなゲレンデながらもアクセスのよい松本平のスキー場として、広く認知されてきました。

また、運営方針も、地の利を生かし、メディアとタイアップしたビギナー向けの講習会が開かれるなど、近くて安心なスキー場、人工降雪機で自然環境に左右されることなく、年末から3月末まで滑走でき、近隣の小学校のスキー教室の場としても意義のある施設となっています。

さらに、国が掲げるまち・ひと・しごと創生長期ビジョンでは、みずからの地域資源を活用した多様な地域社会の形成を目指すとしており、当村の立地や冬の気象状況を生かした施策であり、当村にとっては観光施設として最も集客力があり、重要な施設であると思います。

ただ、スキー場を取り巻く環境は、建設当時から比べて大きく変化してきています。全国的に見ても、スキー人口は1998年の1,800万人をピークに減り続け、近年は700万人台と、ピーク時の4割程度まで減少しているとレジャー白書には載っております。そのような厳しい社会環境の中、よくぞここまで運営できたことに、村はもちろん指定管理者の方や関係者に感謝を申し上げる次第です。

そこで、今後のスキー場問題を村民の皆さんで話し合うに当たり、その参考資料になるような幾つかの点について質問させていただきます。

1、あさひプライムスキー場の入場者数の推移をお示してください。

2、現在指定管理をお願いしている檜山スノーテック株式会社様との契約関係、契約期間はどのようになっているのでしょうか。また、現在村と檜山スノーテック株式会社との協調・連携体制はどのような状況になっているか。檜山スノーテック株式会社から提出されている指定管理報告書で、30年度の経営収支実績はどのようになっているかお示してください。

3、スキー場の設備投資状況についてですが、過去10年間の設備投資金額と内容をお知らせください。また、今後スキー場を維持管理していく上で予想される必要な整備とその投資金額をお示してください。これまでは有利な起債や補助金により設備投資ができたと伺っていますが、いつからできなくなったのか。それにかわる有利な起債などはありますか。

4、今後の推移の中でスキー場を閉鎖するようなことになった場合、地権者へ土地をお返しすることになると思いますが、その件に関しまして地権者と契約はどのようになっていますか。その内容をお示してください。またその場合、設備撤去等にどのくらいの費用がかかるか、試算されているようでしたら金額をお示してください。

5、今策定中の第6次総合計画の基本戦略で、誰もが暮らしたくなる環境づくり、主要施策2で、村施設利用者数の目標値を令和6年度で3万5,000人としています。平成30年度の村内施設利用者約3万人のうち2万人、7割弱がスキー場利用者ですが、今後のスキー場のあり方を検討する中で、総合計画の見直しも検討されるのでしょうか。

6、最後に、村長の選挙公約、「観光商工業の活性化を図る」の中で、現在ある観光施設の活性化とありますが、現時点でスキー場存続について村長はどんなお考えなのかお聞きしたい。

私は、村長が広く村民に意見を求める場を設けられることを評価して、今回の質問をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今の中村議員の質問に対してお答えをいたします。

最初に、質問では一番最後の⑥として、村長はどうやって今後考えているかという今ご質問でありますので、最初にそちらのほうからお答えをして、そのほかは担当課よりお答えい

たします。

まず最初に、スキー場に対する基本的な考え方でございますけれども、今までの継続が一番大事であるというふうに考えています。いわゆるスキー場を継続していくことについてまずは基本的に考えると、その考え方であります。ですから、それをもとに、では継続するためにはどんな難題、課題があるかということこれから調べて、そしてではそれが本当にそうなのかというような段取りになると思いますけれども、それをちょっとこれから説明いたします。

継続していくという中には、社会的責任というのも非常に多くあります。冬場の雇用確保、約100名を超える方が今冬場に働いており、3分の1くらいは村内の方ということもお聞きしております。それと、中信地区の小学生のやはり初歩のスキー場として利活用されているということで、年間4,000人くらいの小学生低学年が訪れているというようなことと、それと、先ほども議員のお話の中にありましたが、朝日村の観光の中心的存在で、私もたびたび言うことなんですが、朝日村はどこにあるかわからなくてもプライムスキー場はどこにあるか知っているというくらい、あさひプライムスキー場というのはやはり低学年からみんな利用して、27年でありますから、この中信地区の皆さんは知っている人が多いということかと思えます。本当に、このごろプライムスキー場についてどういうキャッチフレーズがいいかというときには、日本一小さいスキー場で、そして普段着で来られるようなスキー場であるというふうに私は思っております。そういう社会的責任もでございます。

それで、あさひプライムスキー場の方向づけを、来年1月中には何か方向性を定めていきたいということを、私たびたび申し上げております。何で来年の1月なのかということなんですが、来年度の事業予算は、もう来年の1月中には決定しないと来年度の当初予算に組み込めないという時期でもありますので、なるべく早い時期にそういった方向づけを出す必要があるということです。では、何で今になってあり方検討会かと、そういう方向性をつくらなくちゃいけないかということなんですが、その辺ちょっとご存じの方もおりますが、再確認をする意味でお話しをいたします。

事の発端は、今年の5月、6月です。6月の議会で補正予算を1,000万円お願いいたしました。これはスノーマシンに供給する水の配管が、予想より4年から5年早くもう老朽化が進んでいるという事実です。昨年、シーズンが始まってすぐに配管が破裂しまして、そこを応急的に修理したということで、50万円前後のたしか修理だったと思っておりますが、かかっているというようなことがございました。そして、ことしもいよいよ雪をつくり出しました。そ

の前に1カ所やはり破裂いたしまして、掘ってみるともう噴水のように水が噴き出るといった状況がありまして、応急処置ですがそれも修理いたしました。それと、第2リフトが上部のほうはかなり急傾斜で、下に金網のネットが張ってあってというのを皆さんご存じかと思いますが、それらのネットが老朽化とともに、もしあそこのリフトが途中でとまった場合に、あそこの部分で救助することが不可能であるというような安全面での問題も発覚してまいりました。これら配管の問題とリフトの問題、これを合わせて緊急的といいますか、恒久的に修理をすると、約1億円を超える金額がかかるということがこの5月6月にわかったわけでございます。

その修理代なんですが、先ほどもちょっと話が出ていましたが、平成26年までは、国の辺地債という80%を国が補助してくれるという有利な起債がございまして、そういったもので今までの27年間は維持管理がされてきております。それが平成27年前後から、観光事業にはそういった有利な辺地債が使えないというような法令の改正があったということのようでして、全て一般会計からの繰り出しをしなくちゃいかんと、いわゆる自己資金で賄っていかなくちゃいけないというふうなことに変わってきております。そういったことで、もうその時点から老朽化対策というものに手を打っていく必要もあったとは思いますが、そういった資金がない、資金を借りるめどがないというようなことから、そういった老朽化対策が少しずつおくらせてきたということだと思います。

さて、先ほど私は、基本的にはスキー場は朝日村の目玉事業でありますから、続けるべきが正論だというようなお話をさせていただきましたけれども、では今後10年先、どのような老朽化対策をしていかなくちゃいけないかということで見積もってみますと、当初2,000万円くらいの見積もりでいたんですが、再見積もりをしましたところ、今後10年は毎年平均で4,000万円ほどがかかる見通しであるというようなことが直近で見えてまいりました。そしてまたその10年、20年後まではどのような状況かということ、そこの10年で大型の投資が終わればあとは少しずつ減っていく見通しですが、それでも1,400万円ほど毎年平均でかかるというような見積もりが出ております。特に来年、再来年で先ほどの配管の問題とリフトの問題、合わせると1億2,000万円ほどのお金をかけないとスキー場を維持できない、そういうことが見えてまいりました。ここで一旦その1億円を超える投資をもした場合には、今後10年は継続していくということになりますので、どこからそういった補助金があるかということは今緊急で手当てをしております。何とか補助金を探してこられれば、もう少し判断する材料になるんじゃないかということでもあります。

そういったことで、いま一度ここで投資をしないと継続はもう不可能であるということを経験として、ここでスキー場の維持をしていくのか、していかないのか、基本に立ち返って精査する必要があるということでもあります。

そのほかの問題は、担当課よりお答えしますと言うけれども、そういうことでもあります。以上です。

○議長（塩原智恵美君） では、ほかの質問に対しまして、清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、中村議員のご質問、1から5にお答えさせていただきますが、村長と答弁が重複する部分もございますが、よろしく願いいたします。

まず、1つ目のスキー場の入場者数の推移でございますが、平成4年度のオープン時は4万1,193人ございました。最高入場者数は、平成7年度の6万2,000人でございます。また、直近3年間の数字を申し上げますと、平成28年度が2万3,079人、平成29年度が2万1,246人、平成30年度が1万9,650人という状況でございます。最高時の3割程度まで現在減少しているという現状でございます。

続きまして、2つ目のスキー場の指定管理者でございます檜山スノーテック株式会社との契約関係でございます。指定管理者の指定につきましては、平成25年3月議会において議決いただき、契約期間は平成25年4月1日から平成35年、令和4年の3月31日の10年間で、今シーズンが8年目となっているものでございます。契約につきましては、基本協定書を締結し、また年度協定を締結しながら毎年業務の内容を協議し、年度終了後には業務報告書を提出することになっております。そこで、議員ご質問の30年度の経営収支実績でございますが、収入は6,363万円、支出が7,122万円で、差し引きマイナス758万3,000円というご報告をいただいているところでございます。

3つ目の過去10年間の設備投資金額でございますが、平成20年度から30年度の総額ですが、3億2,425万7,000円でございます。主なものを申し上げますと、平成23年度に降雪機、こちらは固定式20機と移動式1機ございましたが、更新費2億3,000万円、平成27年度にグレンデ整備車購入、圧雪車でございますが、3,125万7,000円が主なものでございます。

また、今後予想される必要な整備及び投資金額でございますが、今後10年間で総額約4億円を見込んでございます。特に配水管、送水ポンプの一括更新には約9,000万円、リフト運転盤・制御盤の更新に9,000万円、そしてグレンデの圧雪車に3,200万円などの整備が必要と捉えております。

さらに、起債、補助金など財源の関係でございますが、スキー場はこれまで施設設備投資の財源として、先ほど村長が申し上げたとおり、辺地対策事業による有利な起債を活用してまいりましたが、本来公営企業の経営は、提供するサービスの対価である料金収入等により賄われる独立採算を原則としており、収益が見込める事業については交付税措置のある辺地債を充てるのは適当ではないということとなったことから、法令及び地方債同意基準の改正により、現在では当村スキー場への辺地債の活用はしておりません。したがって、現在、財源確保策としましてスキー場整備に関する補助金はなく、一般会計からの繰出金へ依存している状態となっているところでございます。

なお、地方債として、交付税措置のないいわゆる資金手当でございますが観光その他事業債という起債はありますのでございますが、村としては新規発行は行ってございません。

4つ目のスキー場を閉鎖した場合の地権者との借地契約内容でございますが、現在、スキー場敷地の借地契約者は19の個人及び団体でございますが、筆数は16筆、総面積は17万5,000平米となっております。契約書では、貸し借りする際の使用目的としては、村はこの土地をスキー場及び小規模草地開発整備事業といたしまして、牧草地でございます、として使用するものとするとしておりまして、また、返還条項につきましては、返還については賃貸人の要望を勘案しながら双方協議を行い、合意のもとで賃貸人に返還するとなっておりますので、よろしくお願いたします。そのため、基本的には双方協議の上、返還するということになってございます。

続きまして、撤去費用につきましてでございますが、こちらはあくまでも概算ということでお聞きいただければと存じますが、リフト撤去費が約2,700万円、建物、カルテットホールや休憩所、機械室等でございますが、約1,000万円で、総額3,000から4,000万円と想定しているところでございます。

5つ目の今後スキー場のあり方を検討する中で、総合計画の見直しを検討するかというご質問でございますが、先ほど村長が申し上げたとおり、来年度の当初予算や総合計画への反映に間に合うよう、今月16日にあさひプライムスキー場あり方検討会を開催する予定となっております。会は数回開く予定で、令和2年1月中にはスキー場の今後の方向づけを定めるという予定でございますので、お願いたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 中村文映議員の一般質問は、最初の約束どおり50分の時間の経過と

なりました。これで一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

午後の再開は1時15分といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時15分

○議長（塩原智恵美君） ただいまから一般質問を再開します。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（塩原智恵美君） 8番、齊藤勝則議員。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤勝則でございます。

まず、質問を始める前に、前回の9月の定例議会の最中に、私の不手際で議員の資質の問題、コンプライアンスに係る問題で、非常に多くの皆さん、村民の皆さんにご迷惑をかけたことを深くここでおわび申し上げます。今後は一議員として、村民の皆さんの福祉向上のために精いっぱい頑張って全うしていきたい、この議員の責務を全うしていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

まず、私の質問は3つありますが、第1問目、超高齢化社会に対応した公共交通をということでございます。

私も公共交通の委員の一人として、財政的にも本当に大変なことはよくわかっているわけですが、国・県のデマンド制度の縛りをもう少し緩めてもらえないものかなと願う一人でございます。これまでも幾度となく高齢者の皆さんや多くの方々から、今のデマンド車両の行き先をもう少し延ばしてもらえないものかという意見を、本当にたくさん聞いております。一番要望の多いのが、やはりこの近隣の病院へ行くとか医院に行くとか、それから買い物で

す。例を挙げますと、市民病院だとか山形村の医療機関、そういうところへの通院、買い物ならばアイシティとかツルヤ、ビッグ、ドイツなどあるわけでございます。現在でも他の交通機関とこの朝日のデマンドは、接続はありますが、乗り継ぎの時間や常に変動する気象に対して高齢者や障害者の皆さん、体の弱い方が体力的に楽に対応できるのかと思うと、本当に心配な部分もあるわけでございます。国も免許返納を進めているのに、その対応策はどちらかという地域任せで、本当におくれているのではないかなと思います。

そこで質問ですけれども、1番目、もう少しデマンド車両の運行範囲、県や他の自治体との話し合いで検討はできないものか。

それから、2番としまして、予算はかかりますが、山形、今は松本市になっていますが、波田の医療機関や商業施設経由で、今の広丘便バスのように島々線に接続できるバスとか、そういうものは考えられないものかなと、そしてそれには高校生も利用しているわけですので、高校生の利用も考えられますので、今すぐというわけにはいかないかもしれませんが、今後こういうことを考えていく時期になっているんじゃないかなということが2番目です。

そういう中で、もう一個この中で言いたいのは、今これは行くだけの方法としての接続とかいろいろですが、朝日村がある時点で3,100人というのを目指している中で考えると、やはりよそから逆に今度は朝日へ来る、これが全然今ないわけなんです。ほとんど自家用車がある方が動いて朝日へ来ているというようなことで、やはり朝日まで行くにはどうしたらいいかというのは、広丘便以外は考えられないというようなことで、そこら辺でぜひ私は2便が必要じゃないかなということで、この2番目は出しました。

それから3番目、今本当に高齢の方がふえてくる時代、超高齢化時代がもう目の先に来ています。最近本当に多いのが速度の加速で起こす事故、高齢者が殊に多くて、本当に私自身もこう見ていて、高齢の仲間に入的过程中で心配でございます。そういうところについて補助はできないものかと、このようなことで1番目の質問はお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、齊藤議員ご指摘の超高齢化社会に対応した公共交通についてということで、私のほうから1つ目の質問のデマンドタクシーの走行範囲の拡大、それと、2つ目の村営バスの島々線接続と新規路線につきましてお答えをさせていただきます。

す。

当村の現在の公共交通でございますけれども、これは民間のバス事業者の撤退によりまして、平成21年度から運行を始めたものでございます。これまで利用されている高校生、高齢者にとりましては、移動に欠かせない交通手段として定着しまして、昨年度は村営バス広丘線が約2万4,200人、デマンドタクシーで約8,300の方が利用をされております。しかしながら、今年度策定しております第6次総合計画の村民アンケートでは、この公共交通に対する村民の満足度は低い状況でございまして、高齢者の皆様から要望の多い近隣市村への買い物バスの運行につきましては、来年度試行的に実施したいということで検討してまいりたいと考えております。

また、現在の公共交通、先ほど申し上げましたとおり、運行開始以来10年を経過しまして、村民の皆さんの移動実態の変化などによりまして、見直しが必要な時期に来ていると捉えております。このため、来年度国の補助事業によりまして、現在の公共交通を見直し、再構築を図ってまいりたいと考えております。

この新たな計画の策定に当たりましては、各種調査によりまして改めて村民の皆様の移動実態を把握し、高齢者の皆様から要望の多い商店、医療機関への交通体系についても検討を図ってまいります。また、近隣市村との連携を図り、合同で計画を策定することにつきましても、現在事務局レベルで検討を行っているところでございます。

齊藤議員ご質問のデマンドタクシーの走行範囲の拡大、また村営バスの島々線との接続、新規路線につきましても、来年度行う計画策定の中で検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3つ目の質問につきましては、建設環境課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長（上條浩充君） それでは、私からは、速度制御装置の補助についてお答えさせていただきます。

この質問につきましては、6月の定例議会の一般質問において上條昭三議員からも同様の質問がございましたので、そのときの村長が述べた答弁について簡単に説明させていただいて、その後またお話をさせていただきます。

その内容につきましては、なるべくくるりん号や村営バスが利用できる範囲においては利用をお願いしたい、また、加速制御装置、またはその他の装置も開発が進んでいることから、

今後は村としても研究する必要があると思うが、今は技術的動向を注視していくという回答となっております。

その中におきまして、政府はこの12月10日に、サポカーと呼ばれる高齢者向け安全装置つき自動車の購入補助金などに、2019年度、今年度ですが、補正予算案で1,130億円程度を計上する方針を固めたとメディアが伝えております。まだ具体的に対象となる装置、手続や補助額は提示されておられませんけれども、補助制度が交付されましたら速やかに対応したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今お二人の課長のほうから説明がありました。そういう中で、いよいよ国のほうでも予算化してくるということでございますが、例としまして、例えば安曇野市のほうにある「あづみん」のデマンドについても、さらに多くの地域へ範囲を広げたいというようなことも今話題に上がっているそうです。

そういうことで、朝日の村民の皆さんのニーズとも一致するようなどころがありまして、検討委員会でそういうことを取り上げていきたいというようなことを、安曇野のほうでも先進事例として出ておりますので、ぜひ来年度、先ほど課長も言いましたけれども、いろいろな見直しをする中でそういうことを、村民の皆さん、やはり朝日村に住んでいてよかったというような方向に行ってもらいたい、要望も非常にたくさんありますので、そんなところで力を入れてもらいたいということと、また、今環境課長のほうから言われましたが、いわゆる高齢者の踏み間違いによる急発進、こういうことが本当に最近多くて、大きな事故になっているということで、もうこれは本当に対策をしていかないといけないんじゃないかと、また、乗らない方は、先ほど言ったように、デマンドタクシーを利用してもらえば、村内の中はいいわけです。私の感想とすれば、村内は本当に天国なんです。ただ、そういう周りまでとなると、まさにちょっと村から出られないというようなことで、高齢者の方もまだ若い人たちも困っているんじゃないかと思っておりますので、ぜひそういうことを見直しの中で検討していただきたいと思っております。

それで、この高齢者のドライバーについては、先進事例がありますので、ちょっと話させていただけますと、現在、塩尻市では、高齢者に対する急発進とかこういうものに対するこ

とが非常に頻繁で怖いということで、塩尻では計画を立てて、高齢者の急発進の防止の装置をやるにつけて補助をしようと、こういう話が出ております。その内容といいますと、ちょっと簡単に資料を見せてもらいますと、最大限、上限を8万としてこれを装着する場合は補助をしたいと、また、平均では大体5万5,000円程度になるんじゃないかということだそうです、装置代とか取り付けについても。ですから、ほぼ9割はそれで支給できるんじゃないかと、また、これを55台分見込んでいて、約300万の予算を立てているということです。これは市ですので非常に台数多くて、高齢者のそういう方も非常に引かかる方が大勢いるというようなこともありますので、それだけのあれを立てているそうです。

当村は人工的に見ますとそこまではいかないですけれども、ぜひこの塩尻でやっているような防止策、急に間違えてアクセルを踏んでもぐっとは出ないというようなそういうものは、どうしても私は今の高齢化社会の中では必要だと思いますので、まだまだ高齢者の方、約9割の方が自分の車でまだ動きたいんだという思いがあるそうです。本当に1割、9割弱ですかね、1割ちょこっとの方がもう返納したいというようなことでやっているんですけれども、まだニーズが多いわけです。そういう点で、ぜひ当村としても村の規模に合った補助を今後考えていってほしい。そこら辺についてはどんな思いでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、今齊藤議員の朝日村ではどう考えていくかという質問ですが、正直申しまして、まだ具体的な検討は進んでいません。ですから、国の補助が出るという一つのありがたいニュースもございますので、今の塩尻市の例だとかそういったものを参考にして、国の指針が出る、そういう同じタイミングで実現できるかどうか考えていきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今村長のほうからも、検討はまだしていないけれども今後は考えていきたい、そして先ほど課長も、来年度はぜひそういう見直しの中で、村民のニーズに合ったような、あるいは高齢者や障害者の人たちのニーズに合ったようなことをぜひ検討項目にし

っかりと入れていただいて、そういうことが長く考えれば朝日の人口プラン、こういうことにもつながってくるので、今からでもいいですから少しずつ手をかけていって道筋をつくっていただきたい、こういうことを述べたいと思います。

そしてまた、私は自分がこういう年になって一番思うことは、やはり高齢者の方、朝日も乗り継ぎとかいろいろ今でも考えてくれているんですが、本当に寒いしよそへ行くのに時間がかかる、こういうことは本当にはっきり言って負担がかかるということもありますので、ぜひそんなことを私はお願いをいたしまして、この1番目の質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2番目の質問でございます。

村の公共墓地、必要と思うがということですが、これは私も前回、9月はいなかったんですが、中でも上げているわけです。また、第6次の総合計画の中でもこういうことは上がってきていると思いますが、まだまだ自治体に訴えている方というのは少ないかもしれませんが、前回は質問したわけですが、実際に困っている方が何人かいて、私もじかにそういった方から意見を聞いております。要望件数が多いとか少ないとかいうことではなく、朝日に住み続けてもらうには今後こういうような件もどうしても取り上げてもらいたい、そう思うわけです。しかも、できるだけ早くということは、私がこういうことを村民の一部の方から、今の時点でもお墓の問題で本当に困っているということで、さりとて檀家に入るようなまだ予定は立てていないもので本当にどうしたらいいのかというような、途方に暮れた話も聞いております。

また、一部の人は、地理的条件が悪くて、どうしてももうちょっと村のそういうような予定の墓地があれば入りたいものだというようなことで、そんな意見が出ているわけですが、そういう点についてはどう考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して、小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいまの齊藤議員の墓地に関する質問にお答えいたします。

この件につきましては、今までも何人かの議員さんから要望なり質問を受けております。

それで、具体的に私たちも研究をしてみました。近在では松本市と塩尻市の公営墓地、そして民間でやっているのもあるものですから、評判のよかった東京の町田市の民間の企業墓地、そこを視察してまいりました。

それで、視察して勉強すればするほど、朝日村でもある意味簡単に実現可能じゃないかというふうに踏んでいたのですが、よくよく勉強してみるともうすごくハードルが高い、公営墓地を運営していくということは非常にハードルが高いということがわかってきました。要するに、人を吊うということは本当に片手間仕事ではできない、本当に末代までの管理というものが伴いますので、そういった意味で非常にハードルが高いなというのが勉強してきて今の感想でございます。それで、村営と簡単に考えているだけではだめで、現実朝日村でもお寺様があるように、そういったところと協働してやっていく必要があるんじゃないかと、そのほうが実現の道は早いんじゃないかということを今スタッフとともに考えております。

先ほども齊藤議員のほうから、檀家に入るのはちょっとというような話もございましたけれども、今まだ合意はとれていない、これからの協議になりますけれども、檀家に入らなくても管理料だとかそういったことでは協力してもらえそうな感触は得ておりますので、朝日には今2つの寺院がございますので、そちらのお寺様のほうと、そういうことが可能かどうかというのを今後煮詰めてまいりたいと思います。

以上でございますが、よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今村長のほうからも、非常にいろいろ考えてみるとハードルが高いというようなことを聞きました。実際、管理料とかいろいろ入れると、1年間の維持費というものもある程度かかることは考えております。私もこういう質問をするから、旧来朝日の寺院があるわけでございますけれども、それをあれしているわけじゃなくて、できるだけ私も村内のそういうお寺さんの檀家として入っていただければありがたいなと思っているわけでございます。

そういう中でも、どうしても個人的に言いますと、そういうことにできないとお思いの方もいまして、ちょっと大変だなと思っているわけでございます。さりとて、例えば今山形のなろう原という墓地公園があるわけでございますが、ここもある程度最初は調子よく入ったんですが、今余り多くなくなってきて、今後はちょっとよそのことも考えると、何かから

っとそんな情報も聞いたわけでございますけれども、ただ、そういうところへ入るには墓園の規定がありまして、なかなか当村の人、自分の村の人じゃなきゃ難しいとか、非常にそういうところで苦勞して、場所がとれなくて、朝日村の方ですけれども、よそのなろう原とかそういうところへ入るのにうんと苦勞したというんですね。

やはりそれもハードルがすごい高いものですから、どちらにしろ墓地をつくるというのはハードルが高いと思うんですが、私にいろいろ語ってくれた中の一人が、やはり適当な場所も幾らかは私も思いつくんだというような人もいまして、大きいというものはできないかもしれないが、村内にそういうものができれば私はすぐそこへあれしたいなど、それなりきの候補地もないわけではないということも本人が言うておりましたけれども、ぜひ長い先、朝日村が定住・安住の地として住んでもらうためには、あったほうがいいかなというふうに思います。

今ある村とない村があるわけですけれども、近隣の町村とも相談した上で、ぜひそういうことにも手をかけていっていただきたい、こんなふうに思いまして、この2番目の質問は、ぜひまた今後取り上げていただくようお願い申し上げて、終わらせていただきたいと思えます。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員の2番目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 3番目の質問でございます。

3番目の質問は、防災対策について。

近年の我が国の豪雨、地震、台風の災害、本当に尋常ではない、想定外という言葉をよく前は使われましたが、こういう言葉はもう通用しないんじゃないかと、毎年こういうことが起こるんじゃないか、また、COPという会議の中でも、海面が上がってきて住むところがどんどん狭くなっていくというのは、私は番組も見ましたし、本当にこれは現実にこういうことが起こってきているんだと非常に危惧しております。北欧の女子高生が世界で訴えているとおり、地球の温暖化と日本の地震が起因しているわけです。いわゆる地震列島の日本のこういうことが起因していることは間違いないわけであります。

また、つい最近のテレビ番組で、首都直下地震のそういうことを想定した番組を見たわけでございます。そういう中で、今まで朝日村も防災に対してはいろいろな訓練やら防災マッ

プ、その他の地域のことでもやってきているわけですが、この番組を見た中で、本当に自分たちが考えられなかったような問題が身近に起こってくるわけです。地震の被害、これは被害が違うんです。本当にこれこそ想定外のことが起こって、本当に大変だなというのをその番組を見て覚えました。そういう中で、常日ごろ、平常時から災害に対する備えをやることと、それからたゆまない勉強が大事だと、その番組を見て感じました。この番組の中で、大学の地震関係とか水害関係の専門の方も話したわけですが、本当に私たちの気づかないところでいろいろな問題が起こって大災害につながっている、人命を失うことにつながっているということでもありますので、ぜひ勉強が大事だということでもありますので、質問をしたいと思います。

1 番目、地震、水害や台風の専門家や研究者から、まずは本当にいかに命を守るかの行動を聞く、それから講演会を開いてもらう、こういうことはできないものか。こういうことによって常に災害に対する注意の心をつくるのが自分たちを救う方法になるなということで、1 番目の質問はそういうふうにいたしました。

それから、2 番目は、朝日村も今回この大雨の中で、避難場所を初めて村として設置してやったわけですが、今いい例が長野市の問題とかいろいろありまして、避難場所の運営方法とかあるいは支援体制、こういうことをもうやはり具体的に考えていかないと、朝日村は大丈夫だということは言えないなと思うわけです。今までも大雨が降ったとき、朝日村の優良農地の中で、やはり畑の中に川ができたりして大分泥が流れたりしたことがあります、それは今までのあれでありまして、この間の長野のような線状降水帯がもしこちら辺に襲ってきたら、非常に大きな災害につながるんじゃないかな、被害につながるんじゃないかなと思うので、ぜひこの農作物や農業に対する支援とか、それからインフラが本当にだめになって、なかなか交通の便もできなくなって、避難所に行くのに大変なことも起こり得るんじゃないかなというようなことを考えましたので、そんなようなところで、いわゆる避難所の運営方法、あるいはプライバシーの保護、食料の確保、また災害の長期化、農業に対する支援などについてちょっとお考えをお聞きできれば幸いです、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 齊藤議員ご質問の防災対策についてお答えいたします。

初めに、地震、水害や台風の専門家や研究者から命を守る行動を聞く講演会についてのご質問でございますが、村では今、毎年防災訓練を実施しております。訓練では、自主防災会である区ごとに広域消防署職員などを講師に迎え、災害時の訓練を実施しております。議員ご指摘の住民の災害対応意識向上のため、災害対策の専門家などの講演会開催というのは非常に重要だと考えております。防災対策として、被害を少なくするためには一人一人がみずから取り組む自助、地域の人同士が助け合う共助、行政が取り組む公助が重要であり、今回の台風19号で初の開設となった避難所運営などは、住民と行政が取り組む最重要課題と捉えております。そこで、来年度の村の防災訓練では、自主防災会単位に専門家の講師を招いて、避難所の設営、運営の講習会を予定しております。

次のご質問の避難所の運営、設備、備蓄品等の考え方ではありますが、現在村内の指定避難所は14カ所であり、その中には各区の公民館、集落センターが含まれております。各区の指定避難所には防災倉庫を設置し、防災備品を整備しており、また、トレーニングセンターには食料品を備蓄しております。これらの防災備品に関しましては、昨年度HARIO株式会社と村、この間で、災害時における物資の供給を優先的に実施していただく災害時応援協定を締結いたしました。この物資というのは、トイレ、マット、テントの防災備品、また非常食、水といった食料品が含まれております。可能な限り必要数を提供していただくという協定となっております。

さらに、ことし10月には、各自主防災会でトイレとトイレ用テントが購入され、避難所機能の増強がされたところであります。しかし、今後においても想定外の災害を見越し、体制強化のために、今年度実施の防災計画の見直しの中でも、避難所運営マニュアル等の作成も含めまして検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今総務課長のほうからお話がありました中で、HARIO（株）とかそういうところと応援協定を結んでいるということで、非常に心強いわけでございますが、私たちが議員と地域の皆さんとの懇談会とか、そういう中でも、例えば食料品とかそういうものについて、期限が切れているのもあったというような情報も聞いております。そういう中で、大体朝日村はどのぐらいの間は期限を設けて置いているか。

それからもう一つは、避難地域の伝達方法なんですけれども、今朝日村は村内移住というんですか、場所の不便さもあるかもしれませんが、いろいろあるかもしれませんが、大分地域が入り乱れてきているわけです。そういう中で、やはり昔の人たちは旧のそういう風習も大事だというようなことも聞いておりますけれども、逆にこういうような大災害の場合は、近隣との助け合い、そういうものが非常に重要で、私はやはり大分場所が以前と変わってきてあれした場合は、新しい地域でやるというようなことでやったほうが、災害に対しては具体的にいろいろができるんじゃないかということで、私はこういう機会に地区割ですか、要するにそういうところを今後変えて、考えていかなきゃいけないことがあるんじゃないかと、伝達方法、離れたところと連絡ではこれは大変ですし、かえって危険になるというようなことで、ぜひこういう災害に対して、まず必要なところから地区割できちんとこの地域でやるというようなふうにはやらないといけないかなと、こんなふうには思いますが、その点についてはどうでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 齊藤議員の2回目の質問について回答させていただきます。

まず、食料品の関係でございますが、食料品の保存期限といたしましては、各食料品の賞味期限をもとに保存しているところであります。また、食料品の備蓄量につきましては、やはり制限がございますので、各家庭で最低3日以上のご家族の皆様の食料品の備蓄というのを、お願いをまずしているところであります。

あと、指定避難所における食料品の備蓄につきましては、可能な限り備蓄をしていきたいと計画しております。

また、各地区における情報伝達等の関係でありますけれども、問題となっております自主防災会等地区のあり方が、今までも問題となっているところでありますが、今回防災計画の見直しの中で、自主防災会と地区、また地区へ未加入の方も含めまして、検討を進めていきたいということで予定をしております。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今課長のほうからも、最低3日間ということは備蓄してというようなことですが、期限とかいろいろもあるものですから、ぜひそういうところはしっかりと確認していただいて、3日間、あるいはできれば長期化することもありますので、もう少しの備蓄もやっていただければありがたいなと、また、現在14カ所ですか、避難所があるわけですが、いろいろの災害でどうしてもそのところに行けないということがあって、足りないんじゃないかというような意見も出ておりますけれども、今後そういうようなことで、数多くのそういうものを考えていただければありがたいなと思います。

それから、これはもう最後の質問になりますが、安否確認、私今回のテレビ番組で参考になったわけですが、東京都がある地域で、確認のために誰でもわかる、自分の住んでいる住宅のところに現在いるんだということを、旗とか何かで、それは行政のほうで配って、現在私はここにいるんだよというような、わかるようなそういうことを努力して地域でやっているということを見てですが、これはいいなと、言葉ばかりじゃなくて、助けてください、ここにいますからというようなのが、誰が見てもわかるような、そういうことをやっているところを見て、本当にこれはすばらしいことだなと思ったわけです。

それと、もう一つは、長野の水害の例なんですけれども、農地が本当に大変な状態になったわけですが、今もまだ土砂が積もってしまっていて、農業をやるのに本当に困っているんだというようなことで、先ほど私言ったわけですが、村もつくっているものは違います、野菜ですが、こういうものが水害にあった場合に、一応今後農業のそういう農産物に対する補償とか、そういうことをやはり考えていかなきゃいけない、そういうところに来ているんじゃないかということで、決して朝日村は長野のことはよそのことなんだということじゃなくて、この朝日の命とも言われる野菜とか農地の保全を、ぜひ村としても補償制度などをつくって応援していただきたいと思いますということでございます。

そんなことで、私もいろいろとこのテレビ番組の中ですごい考えさせられまして、幸いにこの地域はなかったということですが、来年の約束はできないわけです。いつどういことがこの朝日に起こるかかわからないということを考えて、今後ぜひ災害対策、具体的にやっていただくようお願いしたいなと、こういうことを最後に述べまして、私の質問3つを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塩原智恵美君） これで、齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 昭 三 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、9番、上條昭三議員。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 9番、上條昭三でございます。

本日は3問の質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問です。災害対策について。

10月の台風19号の豪雨災害では、県内にも甚大な被害をもたらしました。被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。この台風19号の豪雨災害は、地球規模での気候変動がもたらしたものだと言われていています。今後はいつ豪雨災害が当地域を襲ってきても不思議ではありません。過去の災害のデータや経験は通用しなくなっているのです。

朝日村では、土砂災害に関する防災マップはできて、住民にも周知されています。しかし、浸水が見込まれる区域の洪水ハザードマップが見当たりません。国土交通省の洪水ハザードマップの作成基準による想定される最大雨量は、1,000年に一度レベルであります。

（1）この1,000年に一度レベルの豪雨が当地域を襲った場合に、浸水が見込まれる地域の洪水ハザードマップの作成をお願いいたします。

（2）番として、台風19号の大雨で千曲川が氾濫した長野市では、下水処理場が浸水被害を受け、下水の受け入れを一時中止しました。ピュアラインあさひでは1,000年に一度レベルの豪雨時に対処できますか。また、かたくりの里での被害はありませんか。

（3）としまして、千葉県では、9月の台風15号の災害で長期間の停電が続きました。停電、洪水時に水道施設への影響はありませんか。

以上が1問目の質問でございます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 上條議員ご質問の災害対策についてお答えいたします。

私からは、1番目の浸水が見込まれる地域の洪水ハザードマップの作成及び2番目の一部

になりますけれども、かたくりの里での被害の想定についてお答えさせていただきます。

台風19号対応を教訓といたしまして、朝日村においても本12月議会に総務課の補正予算で、防災対策関係の予算を計上させていただいております。補正予算では、災害時において全村の航空写真に長野県が作成した河川浸水想定区域図と土砂災害警戒区域図を重ね合わせた防災マップを作成予定としております。この河川浸水想定区域図は、議員がご指摘されております1,000年に一度レベルの豪雨が今朝日村を襲った場合、鎖川からの浸水を想定した地図であります。この1,000年に一度レベルの豪雨というものは、1,000分の1の確率で明日からあさってにかけての2日間で、累積雨量が707ミリの雨が降るというものとなっております。

参考までに、今回の台風19号の10月12日夜8時に、朝日村では全村へ避難準備情報を発令させていただきましたが、そのときの累積雨量は178ミリでありますから、この想定されている累積雨量707ミリというのは、相当の豪雨を想定しているものとなっております。また、この作成する防災マップにより、朝日村防災計画の見直しも予定しております。

最後になりますが、かたくりの里での被害が想定されるかということではありますが、この1,000年に一度レベルの想定河川浸水想定区域図からは、針尾橋から小野沢方面が床下から床上浸水が想定されているということになっております。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長（上條浩充君） 続きまして、私からは、ピュアラインあさひの場合と、それとあと水道施設の影響についてご説明させていただきます。

まず、ことしの5月に長野県が公表しました洪水浸水想定によりますと、ピュアラインあさひの周辺では、水深3メートル以上になるだろうと想定がされています。これは1,000年に一度のレベルのものでございます。その場合、ピュアラインあさひにつきましては、まず機能が停止することが考えられます。ただ、ほかの市町村の処理場も流域の最下流にありますので、同様に同じような状態で停止することが予想されます。対策として考えることは、電気機器の設置部分のかさ上げだとか防水壁による囲い込み、開口部の閉鎖や防水扉への交換などの浸水対策になります。この場合には大きな費用がかかることが想定されますので、今後の施設改修にあわせてどのような対策をとることができるのか、研究が必要だと考えています。

次に、停電による水道施設への影響ですが、朝日村には配水池が大尾沢を含めて4カ所ご

ございます。水道水は全て自然流下になっておりますので、停電が発生したとしても、配水管が無事であれば水を送ることはできますので、問題はありません。ただ、配水池に水を上げるポンプや滅菌機などの機械は電気を必要としますので、当然稼働ができなくなってしまう。そこで、そのような事態を想定しまして、インターネット回線を使った監視システムにより、職員が24時間監視できる状態になっています。また、毎年施設ごとに水道水を供給できる訓練を行っております。そして、停電だけで施設や管路に被害が発生しない場合には、45キロワットの大型発電機を備えておりますので、配水池ごとにその発電機で対応する計画です。

なお、各配水池には、水源地からの水の供給がなくても半日程度は耐えられるだけの水がありますので、同時多発的な複数の被害が発生しない限りは大丈夫かと考えております。同時多発的な複数の被害が発生した場合には、緊急性が高い施設から満水にして、順次対応をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） まず、かたくりの里の被害ですが、以前の水害のときにあの辺は浸水したとお伺いしていますが、その件について回答願います。

それから、ピュアラインあさひについて、水深3メートル以上ということで、囲い込みをしないと被害がふえるということですが、これはもし被害に遭った場合、復旧にかなりの費用と時間が費やされると思いますが、その予測をできたらお願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長（上條浩充君） 私からは、まずピュアラインあさひの被害について、そして被害が起きた場合の復旧方法についてになります。

被害につきましては、今現時点では、水だけでありましたら、水が引けば電気は自家発電を持っておりますので、電気が故障していない限りは自家発電で稼働させて、運転を再開したいと考えています。ただ、時間がどのくらいで水が引くかにもよるかと思っておりますので、そ

の水が引いてからの対応になるかと思えます。先日の長野の災害でも同じようなことが起きておりまして、やはり1週間弱は災害の対応で下水がとまっていたということになります。その場合には、下水の場合には、管渠が活着している場合には管渠の中に一時的にためておいて、そしてピュアラインあさひが稼働し始めたら処理を行うという形になろうかと思えますので、よろしく願いいたします。

それと、あとかたくりの里の被害につきましては、最下流のほうになりますけれども、上針尾橋から下流につきましては、浸水はおおよそ1メートルくらいになろうかと思えます。ただ、そのような場合には、かたくりの里については浸水が起きる寸前には避難指示を出していく予定になると思えますので、対応はそのようにしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） ただいまの返答で、ピュアラインあさひ、水が引けば再稼働できるという話ですが、多分電気は水に浸りますよね、だめになる場合もあります。また、微生物が流されちゃう可能性もありますので、そういった点をいま一度再検討してもらうように希望しまして、1問目の質問は終わります。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

気候非常事態宣言についてでございます。

世界気象機関は、地球温暖化に伴い豪雨や干ばつ、高温といった異常気象の増加は避けられないと見て、9月に対策強化の緊急性を訴えました。気象庁によると、日本では猛暑日の年間発生数が、20世紀前半と比べ最近では2倍になっています。激しい雨も増加傾向です。1時間に50ミリ以上の雨の回数を見ると、20年前と比べ1.4倍にふえています。200ミリ以上の雨の降る回数も、20年前と比べ1.5倍になっています。温暖化が進めば、多くの地域でさらに豪雨がふえると予想されます。温暖化で破壊的な影響が出ると9月に信濃毎日新聞の記事に出てから、10月には台風19号が東北信を襲いました。この台風19号の豪雨災害は、地球規

模での気候変動がもたらしたものだと思われま

気候は非常事態です。今後も豪雨災害の心配をしなければなりません。このまま温暖化が進めば、あさひプライムスキー場の存続や農作物にも影響が出るかもしれません。気候変動は、朝日村87%の森林にとっても深刻な脅威、松枯れの拡散などになると思われま。CO₂を吸収する森林を守りながら、さらにCO₂を削減する意識を共有する朝日村、朝日村が住民とともに積極的に気候変動の危機に向かい合う意思表示となる気候非常事態宣言を出しませんか。長野県でも、阿部知事が12月6日に気候非常事態宣言を出しています。

以上が2問目の質問でございます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めま。

小池副村長。

〔副村長 小池貴浩君登壇〕

○副村長（小池貴浩君） ただいまご質問いただきました気候非常事態宣言についてお答えを申し上げます。

気候非常事態宣言につきましては、先ほどおっしゃっていただきました長野県、それから白馬村、そしてもう一つ、これまで全国で3つの例があると承知しております。宣言において県では2050年にゼロカーボン、つまり二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするというふうな決意が出されています。それから、白馬村においては、同じく2050年になりますけれども、再生可能エネルギーの自給率、これを100%にすると、それを目指すことに取り組むとしています。

台風19号の豪雨など、昨今の異常気象の猛威、これはもちろん朝日村にとっても人ごとではありません。これらの異常気象が地球温暖化に起因するものであるとすれば、村の安全・安心な暮らしや美しく豊かな自然環境、こうしたものをしっかりと守り、農林観光業などに影響が出ないように、何らかの対策をしっかりとっていかなければならないと思いま。その点は議員まさにご指摘、ご心配されているとおりでございま。

そこで、非常事態を宣言するかどうかということでございまますが、これは自治体によって背景や事情が異なることには留意していく必要があると思っておりまして、県は6月にG20の環境関係の閣僚会議を軽井沢で行われました。そしてこの台風19号による甚大な県内の被害、さらには11月の県議会で宣言を求める決議、こうしたものが背景にあつての宣言だと思っております。また、白馬村においては、スノーリゾートとしての存続が村として雪不足によって危ぶまれるのではないかと、そうした喫緊の危機感が宣言を出す背景にあつたと推察

をしております。また、県のゼロカーボンにつきましては、現時点では、政策を積み上げてゼロというものを導き出したものではないというふうにも聞いております。

こうした志の高い目標を掲げて、宣言を出すことの意義は大変深いとは思いますが、行政としてあわせて考慮したいと思っているのは、具体的にどのように二酸化炭素の排出量を減らし、そして異常気象の抑制につながられるかということだと考えます。こうしたことから、朝日村が気候非常事態宣言を出すに当たっては、まず温暖化が村に及ぼすであろう影響、こうしたものを見きわめていかなければいけないかと思っております。今こうしたことがまだできておりません。そして、具体的に必要な対策を整理することもまた必要だと思っております。その上で村民の皆様の機運が高まってくれば、そうした中で宣言を出す、こうしたことを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） この気候非常事態宣言、これについて検討するには、今非常にいい時期に来ていると思うんです。というのは、今第6次総合計画、10年計画を立てようとしています。それから、環境基本計画、これも立てようとしています。この中で非常事態宣言に対する行動計画、これをもし検討できれば検討していただきたいと、このように思います。要望です。

以上で2問目の質問は終わります。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、3問目の質問でございます。

毎度質問しておりますが、松くい虫対策についてでございます。

12月5日の村長説明ですと、今年度10月末時点で54本の伐倒薫蒸処理をしたということですので。まず、12月初旬の現時点で松くい虫被害の疑いがあり、伐倒薫蒸を必要とする松は何本ぐらい残っていますか。

次に、マツノマダラカミキリの幼虫が羽化して、マツノザイセンチュウを伴い飛び立つ初

発日、最初に飛び立つ日ですが、平成30年では6月5日でありました。地球温暖化により、マツノマダラカミキリの初発日は年々早くなっているようです。

以上のようなことから、松くい虫の疑いのある松を、来年は5月末までに伐倒薫蒸してください。間に合うように伐倒薫蒸をお願いしますというところでございます。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、上條議員ご質問の松くい虫対策についてお答えいたします。

松くい虫被害の状況につきましては、今議会における村長説明のとおり、今年度10月末時点で54本の疑義木を伐倒薫蒸処理したところでございます。また、議員ご質問の12月現時点における松くい虫被害の疑いにより伐倒薫蒸処理が必要と思われる松でございしますが、松の木橋周辺を含めた鎖川沿い及び原新田今井境に20本程度あることを確認してございます。

そこで、今後の対応でございますが、上條昭三議員の9月議会においての一般質問でお答えさせていただきましたが、線虫をつけたマツノマダラカミキリが羽化し、枯れた松に産卵する時期には、カミキリムシを引きつける誘引木として残し、新たに発生する松枯れの伐倒は行わないこととしておりました。しかし、今後は産卵が終わりましたので、今月から羽化するまでの来年5月末までに、現在確認している疑義木は伐倒薫蒸処理する計画でございます。

なお、薬剤の樹幹注入については、1月、2月の時期が適期とされておりますので、村民の皆様には防除対策における村補助金を積極的に活用いただき、これからの時期に積極的に取り組みをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、お願いいたします。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） これで、上條昭三議員の一般質問は終わりました。

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、10番、北村直樹議員。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 10番、北村直樹でございます。

私は、本日2つの質問についてお尋ねいたします。

それでは1問目、転入者向けの村PR方法について。

朝日村では、将来の人口増加対策の一環で向陽台団地の宅地の造成工事を実施し、第2期分譲地も無事に完売し、第3期分譲地の販売を行う計画となっております。向陽台団地は第1工期で16区画、第2工期で32区画を販売し、第3工期分を含めれば、当朝日村にとっても大きな地区が誕生することになると思います。

これまでの分譲でも、村外からの転入者もいらっしゃるかと思います。そこで、村外からの転入者に対し、もっと積極的に村のPRをしてみたいかと思いますが、朝日村には、雄大な自然とともに魅力的な観光施設や文化施設があります。村民へのPRはもちろんですが、村外からの転入者に対してこれらの施設を紹介して体験していただき、朝日村のよさをもっと知ってもらうことで、さらに今後の人口増加対策への施策につながるものかと思えます。

私は、個人的にもくもく体験館、コテージ、本年新しく完成したゲストハウスかぜのわを、県外の方々とともに利用させていただきました。来村した方は、実際施設を活用して皆大変満足していただき、リピーターになっていただいております。このように、村外の方に知っていただくには、その施設に実際に足を運んでいただき、その施設を体験することは、紙でのPRよりもより効果的な方法の一つであると考えております。

先ほど、コテージを使わせていただいているお話をしましたが、村民が使うと1,000円の割引サービスを受けることができます。このサービスは、コテージを使用する側にとって非常にありがたいサービスです。ですが、コテージ、スキー場、ゲストハウス等は、現在指定管理者が運営しているため、割引等のサービスは管理者への直接利益に影響が生じてしまいます。この割引を、村内者と同様に村外者にも適用させてみてはいかがでしょうか。当村の観光促進と位置づけ、予算を講じて観光面やPR活動に力を入れてみてはいかがでしょうか。

また、村外からの転入者に対して村内の施設や史跡などを紹介しつつ、ようこそ朝日村へ

歓迎記念のように、初回割引券等のサービス券の発行を行ってみてはいかがでしょうか。ほかにも、当村内にはおいしい飲食店もたくさんあります。観光施設と飲食店に対し、併合して使えるサービス券の検討をしてみてもいかがでしょうか。

さきにも申しあげましたように、実際に足を運んで村内の観光施設に触れてみる、そして実際に飲食店で食事をする事で、初めて朝日村の観光施設のよさ、そして朝日村の飲食店のよさがわかるものだと思います。その足を運ぶきっかけとして、割引サービス券等はかなり有効な方法ではないでしょうか。また、当村にも観光協会が発足しております。観光協会を巻き込み、地元商工会と連携し、村外の方をお迎えできる体制づくりを進めていってほしいと願っております。

そこで、下記の質問をいたします。

1つ目、直近3年のうち、村外から朝日村に転入した方の数をお尋ねいたします。できれば年度別に何人というような具体的な数でお答えください。

2つ目、村外からの転入者に対し、当局では村施設等のPR方法をどのように行っているのかお尋ねいたします。

3つ目、転入者に対する朝日村施設初回割引サービスといった考え方について、当局の見解をお尋ねいたします。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、北村議員の転入者向けの村PR方法を含めましてご回答いたします。

まず、1つ目の直近3年間の転入者数につきましてご報告いたします。

平成28年度が136人、平成29年度が119人、平成30年度が129人となっております。

転入者に対しての村施設等のPRについてでございますが、村外からの転入者に対しましては、転入時の手続の際に各担当窓口が連携をいたしまして、生活に必要な各種案内や資料をお渡ししているところでございます。具体的には、防災のハンドブック、くらしのカレンダー、ごみの分別の冊子、そして住宅地図、交通災害共済等の案内でございます。このくらしのカレンダーの後ろの部分には、ごみの収集日及び分別の仕方、戸籍の届け出、福祉医療サービス、予防接種、上下水道の指定工事店、公共交通、子育て支援、村の各助成の制度、そしてまた、クラブやサークル情報等を掲載したページとなっております。公共施設の紹介

や連絡先、観光施設の利用方法等もあわせて掲載し、そちらのほうで知っていただくという情報を提供してございます。

そこで、3つ目のご質問でございます転入者に対する朝日村施設初回限定サービスといった考え方についての私どもの見解というところでございますが、多分このご質問については、北村議員、平成29年9月のときにも同様のご質問をいただいていると思います。村外からの転入者に村施設とか飲食店を体験し、利用いただくことで、北村議員おっしゃるとおり、村を知っていただくという機会になりますし、本当によいご提案だと私も思っているところでございます。

なお、現在の公共施設の状況の中で、緑の体験館のコテージとあさひプライムスキー場では、村民の割引としてコテージとスキー場は1,000円、ゲストハウスでは500円の割引を実施してございます。これらは指定管理者の運営方針、営業努力によって実施しております。各指定管理者の皆さんには感謝を申し上げているところでございます。

そこで、今まで29年9月に議員からご指摘があった中で、あのときは全村民を対象としたサービスも含めて検討していきたいというご回答をしていると思いますが、その後、具体的な検討というものは正直まだできていない状況でございますので、その中で、今回は一例として、公共施設などによる体験や軽食を含めて村内における巡回バスツアーなど、村全体を知っていただくための機会提供を、まずもう一度行政としてしっかりやっていきたいという思いでございます。足を運ぶきっかけづくりを行い、それを新しくできました観光協会等と企画する中で、趣向を凝らし、そして全村民を対象に、まずいろいろなところに足を運んでいただくきっかけづくりを進めてまいりたいと思っております。その中で、北村議員ご提案の割引サービスといったものについても、その一つの手法として、またその有効性、公平性等有無を判断しながら今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） ありがとうございます。

答弁のほうをいただきまして、私がこの質問をするに至った経緯なんですけれども、やっぱり今後第3期工事、向陽台分譲、造成地が始まります。住宅ができるということは、そこ

に対して新築祝いでいろんな方が訪れます。例えば結婚したそのご両親であったり、または友人関係がお祝いに来ると思います。そうなったときに、朝日村とはどんなところだろうという質問は必ず出ます。私も実際2年ほど前に住宅を建てたとき、そういったことがありました。朝日村のいいところを口で説明するよりも、実際に触れてもらう、これがやっぱり私はすごく大事だと、このように認識しているわけでございます。そういった中で、産業振興課長のほうから今後対策を行うということで、ぜひしっかりと対応していただきたいと、このように思っているわけでございます。

最後に、質問趣旨の中からもう一問質問させていただきたいと思っております。

観光面でPRを、力を見てはいかがでしょうかということなんですけれども、私これは個人的に思っていることなんですけれども、これまで朝日村のPRで冊子だったりですとかPV動画、たくさんつくってきたと思います。私はそれは非常によくできていると思っております。実際ここにも冊子、2つほどございます。これは当然お金がかかっています。ただ、内容がすごくいいです。やっぱりそれは朝日村を思っているからこそこういういいものができるのかなというふうに思っているわけですが、ではこれがうまく活用できているのかというところなんです。いいものはできたかもしれませんが、その後の運用自体が少し弱いのではないのかなというふうに思っております。

例えばPV動画、これはユーチューブに上がっているわけなんですけれども、長野県朝日村チャンネルというところに上がっております。現在登録者は23人です。PV動画、これは春夏秋冬と2編で構成されていると思うんですが、春夏のPV動画は2018年11月11日にアップされております。現在までの閲覧数は709件、そして冬春バージョンは2017年4月25日にアップされ、現在閲覧数は1,084件という現状となっております。私はこれに対してもっとやりようがあるんじゃないかなというふうに思っております。せっかくいいものができ上がっております。やっぱりそれを発信していくことが私は重要なことだと思っております。

では、これを村の職員でやれるかということになると思うんですけれども、とてもじゃないですが、先ほど副村長がおっしゃったように、朝日村はただでさえ人が少ない、また、PVを上げるということは、非常にこれは専門的な知識が求められます。例えばグーグルのアナリティクスを使ってサーチコンソールを使ったりですとか、言葉をどういった形が閲覧されるかという、そういった知識も求められます。なので、もしこういった観光を強化するのであれば、ちょっと予算をつくってでもいいものを発信していただいたいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 小林村長、どうぞ。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 北村議員、いろいろ情報をありがとうございました。

私も、四季折々の朝日のPR動画を国の予算をお借りしてつくってきたという経緯は知っていて、物も見ておりますが、実際にリピート数がそんなに少ないというのは今初めてお伺いして、確かにちょっとえっと思うくらい少ないです。それで、今ご提案のとおり、どうしたらそういった動画をいろんなところで見ることができるか、あれは大体のソフトウェアは、うんと見る人が多ければ、いわゆるグーグルのエンジンとしては上位に上がっていくということで、よく不正な行為として、どんどん入力回数を入れてそれをアップさせるというような裏わぎを聞いたことがあるんですが、そういうことはこっちに置いておいても、どうしたらそういったものがちゃんと効果を発揮するか、いわゆる世の中でPR動画を見てもらえるかということは研究していきたいと思いますので、ここに予算を投じてでもPRに力を入れるというもののその予算というところも含めて、もう少し技術的な研究をしてみたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） ありがとうございました。

私これを質問するに当たって、1つやっぱり考えたことが、現在、地方において自分のよさを発信して人を呼び込むということは、どんどんこれからの時代は求められていくことだと思っております。ヤフーニュースでしたか、見ますと、東京が人口1,390万人でしたか、超えたということが出ておりました。それと同時期に、NHKで「パラレル東京」という地震を題材にしたドラマが約1週間連載されました。そのときに、やっぱり今後地方移住という部分について、ではどこにすればいいのかとか、そういったことはどんどん大きく出てくると思います。そういったときにやっぱりPRをして、朝日村を知っていただくということで、チャンスがどんどん広がってくるのではないかなというふうに思っております。今後PR活動についてしっかりと検討していただくことをお願いいたしまして、私の1つ目の質問を終了させていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 2問目の質問になります。

稼ぐ村づくりイコール福祉向上の考え方提案ということになります。

当村において皆が豊かに暮らせるために、現在朝日村第6次総合計画を作成し、10年後に向け目標を掲げ、朝日村が目指す村の姿の実現に向けて現在構想が練られている最中であると思います。

11月15日に開催された全員協議会において、第6次総合計画に関する村民アンケートの調査結果報告を受けました。調査報告によれば、幅広い年齢層、10代から70代以上の男女の方から回答がありました。配布数は1,000通に対し、回答数が368通、回収率が36.8%と低い回答率だったかもしれませんが、当村に対する希望や願い、改善すべきテーマが詰まったアンケートであったと私は解釈しております。改めてよく読んでみると、早期に改善が必要な項目、随時改善が必要な項目、長期的な対応項目等、いろんな課題が浮き彫りとなっております。その対応項目については、審議会ですっかり練っていただければと思っております。

そんな課題が見えてきたところで、私が次に考えるべきこととして、その要望や課題解決に対し、財源確保は大丈夫なのかといった点になります。このアンケート調査は、さきにも申し上げたように、幅広い年代から構成されております。いろんな課題があります。これらの課題全てに対して満足のいくサービス提供を行った場合、とてもじゃありませんが村の財源は吹っ飛びます。よって、必要なことは、身の丈に合った行政サービス提供が大前提であるが、村としてもっと稼ぐ力が必要であるとも考えております。稼ぐイコールその分行政サービスが充実してくると考えております。平成30年度の一般会計決算額を見ると、朝日村の歳入、収入は約37億円、そのうち自主財源、村税や負担金等の手数料の占める割合は、全体の39.5%でした。一方の依存財源、地方交付税や国・県支出金が60.5%でありました。

稼ぐには、いろんな方法があるかと思えます。

1つ目、村税をふやすために所得のある方を朝日村に呼び込む方法や、所得がなかったとしても、地方税の算出基準に該当すれば地方税の交付金が増額します。

続いて、企業誘致においては、償却資産税収入や法人村民税の収入。

さらに、ふるさと納税を使った税収入アップ。

行政運営は、私にとって言いかえれば、大家族の集合体であると考えております。そこに

は幅広い年齢層の家族が住み、希望や改善を訴える家族がいます。しかし、一家の収入は決まっております。最終決断をするのがお父さん、すなわち役場職員や小林村長であるわけですが、家族の要望を少しでもかなえるのであれば、収入を上げることも、今後の村政運営を行う中で考えるべき一つの課題ではないでしょうか。

そこで、下記の質問をいたします。

1つ目、稼ぐ村づくりを行うに当たり、当村が重要視すべき課題、対策について、既に検討を行っているようであればお聞かせください。

2つ目、既に行っているふるさと納税、そのふるさと納税のさらなる利活用について、当局の見解は。実際行っているということですので、返礼品等はどういったものを検討しているのか、お尋ねいたします。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 北村議員からは、いろいろなアイデアをいただいてありがとうございます。いろいろな多岐にわたっておりますので、ちょっと私、前段のほうだけお答えをします。

財源の確保、いわゆる稼ぐ云々でございますが、やはり今基本的には地方交付税はそのこの村の人口、これが全てのもとになっておりますので、やはり人口を維持していく、これからふやすということは、これはもう絶対無理だと思っておりますので、何とか社人研のような数字にならないように維持をしていくということかと思っております。それで、そういった人口が何とか極端に減らないような維持策としては、いろいろあるかと思うんですが、まずは税をふやすということで、所得のある人を朝日村に呼び込む方法、これは奇抜なアイデアで非常にいいと思うんですが、ではどうするかはまた一緒に考えてもらいたいというふうに思います。

それと、企業誘致に関しましては、今工業団地的にまずは工場と一般事務的な企業とあると思うんですが、工場関係でいいますと、原新田の今の東京堂さんの下のほう、あの田んぼの一角が前々から村として開発する予定地となっております。しかし、今まで何度か工場が検討したということが、事例があったようです。ただ、あそこに送電線が通っている関係上、大きな建物が建てられないというような弊害が出てきておまして、非常に例えば大型の工場だとか大型の倉庫というのは、もうあの場所では無理じゃないかというふうに思っています。

そのほか、あと工業団地的なところが東電の周辺だとかいろいろあるんですが、ほぼもうあそこは無理じゃないかということで、今後はいろんな審議会を通して、ああいった場所の今後の活用の方法は変えていかなくちゃいけないと思っています。ですから、そういった意味で、企業誘致というのは今ちょっとうまくいっていない状況であります。

そのほか、私常日ごろ、稼ぐ村という今北村議員の表現ですが、私的には、何としてでも村にお金が落ちる仕組みづくりということを前々から言っておまして、具体的な取り組みとしては、本当に小さな取り組みから村の個人でも企業でも売り上げが上がって、そして納税をしていただくというところが、稼ぐという表現が適当かどうかわかりませんが、税収を上げるという意味では一番基本的なところなんですよね、税金で。ですから、少しでも農家に売り上げがふえたりということでは、これから来シーズンは本格的になるとは思います、野菜バスのような仕組みづくりだとか、それと今結構成功してきていますが、ヤマメの販売、ああいったものも非常に新しい産業として、復活産業として、今一人で、個人で頑張っておられますが、この間もああいうヤマメ販売のところへ行くと、朝日村へ行けばどこで食べられますかということ、私に2人か3人の人が聞いてきました。今具体的には近くのそば屋さんでたしか出ているはずですよなんていうような返答しかできなかったんですが、もっと本格的に食べられるようなふうにするだとか、ですから、そういったような仕掛けというのは今後においても大事かと思っています。

それと、笑い話のような話なんですが、朝日村のマツタケを特産にうんとしていこうというような私思いもあるものですから、いろんな方に相談して、ことしの秋にマツタケを大々的に売ってもらえませんかというような話を進めてきたんですが、ご存じのとおり大不作ということで、実現はできませんでした。ですから、一つ一つこつこつと、そういった一つずつを積み重ねていくことが、私はまずは大事かと思っています。

先ほどからもいろいろ出ていますけれども、朝日村のPR活動だとか交流人口をふやすだとか、今また関係人口をふやすなんていう言葉も結構出てきております。そういった意味で、いろんな人たちに朝日村を知っていただいて、そして具体的に100円でも200円でも村内にお金が落ちていかなければ何にもなりませんので、そういったことを、まずは何かの行事をやるにも、ではどうやってお金が落ちるのというところを、一つのチェックポイントとして捉えていく必要はあるんじゃないかというふうに思っています。

質問であります稼ぐ村づくりのための課題と対策ということは、返答になったかわかりませんが、一つ一つこつこつと課題として捉えていくと、やっていくということだと思います。

ので、お願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、私のほうから、ふるさと納税の利活用につきましてお答えをさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、当村では制度が始まりました平成20年度から取り組んできております。以前は自治体間で返礼品争いが過熱をきわめ、ふるさと納税の本来の趣旨から逸脱した運用が行われていたため、当村ではどちらかという返礼品を選択していただくふるさと納税の方式は行っておりませんでした。平成29年4月、総務大臣より趣旨に反するような返礼品が規制されるなど一定のルールが示されました。これによりまして、本村でも返礼品を選択していただくふるさと納税の受け付けを始めることとしまして、一昨年、平成29年12月から、ふるさと納税サイトのさとふると契約を結んで、ふるさと納税の受け付けを行ってきております。現在、返礼品につきましては、地域の特産品に限られていることから、村内の個人や店舗、企業等に声をかけさせていただき、村内農家のブドウジュース、もえぎ野産のとうじそば、村内木工作家の木製家具、村内作家の陶芸品、地元新聞、これは市民タイムスさんでございますけれども、そちらを返礼品としております。

また、この返礼品につきましては、随時追加をさせていただいておりまして、現在話をさせていただきまして、今後ワインと造花をセットにしました、これは東京堂さんのものがございますけれども、返礼品が追加となる予定でございます。

このほかにも、村内の特産品として、既に声をかけさせていただいているものもございまして、JAの野菜、また地域おこし協力隊が行っておりますヤマメ、木工作品のほか、先ほどもちょっとお話がございました村内観光施設の利用券なども今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 答弁を伺いまして、当局の考えをわかりやすく聞けたと思っております。

その中で、また新たに財政のことについては小林村長、それからふるさと納税のことにつ

いては財政課長にお尋ねしたいと思いますが、まず、小林村長にぜひ提案というかをちょっとさせていただく中で、またお答えをいただければと思っているんですが、朝日村の財政をどうやってよく運用していくのかということをおもちょっと考えたときに、目に見えて数値ではかれて、そして何か目標が決めやすいものとは何だろうというふうに考えたときに、財政力指数を一つ基準にとってみてはどうなのかなというふうに思いました。

この財政力指数というものは、地方公共団体の財政力を示す数値であり、財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体であると、このようにうたわれているわけですが、では朝日村の平成30年度の会計によって、朝日村の財政力指数がどの程度だったかという報告がございします。朝日村の財政力指数は0.31という結果をいただいております。これは決算時のときにおいては、県内では44位の数値だったというふうに聞いております。これをぜひ注意していただきながら、村長おっしゃったように、人口確保、または維持というのは大事であるというふうにおっしゃったと同時に、ぜひこの財政力指数にも少し注意をしていただきながら財政を見守っていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今事務方に確認してきましたけれども、財政力指数というのは、さっき言われた0.31というのが30年度、今までもポイントでとってきて微増のようです。それで、では何をいじくったら上がるかというところですが、やっぱり借金を減らして収入を多くする、これはもう全てのいわゆる利益を出していくという部分だと思いますので、何しろ売り上げが伸びないとその辺は基本的には変わりませんので、売り上げを伸ばして経費を少なくする、借金も含めた経費を少なくする、そこにやっぱりトライしていくということだと思っています。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 答えのほうは何いしました。

続いて、ふるさと納税の返礼品のことについて、企画財政課長にお尋ねいたします。

さとふるにおいて現在返礼品のほうを扱ってもらって、それを返礼品として出していると

ということで、私もこれを見ました。現在29品目ですか、あるということをお聞きして、もっと商品の充実化というのは必要なのかなというふうに思っております。

私、この中ですごくいいなというふうに思っているものが実はあるんですけども、朝日村のこれはカラマツですか、木を使った椅子だったりですとか、あと子供用のチェアですとか、3種類ぐらいここに掲載されているんですが、やっぱり高いんですね。いろんな方が見てもらって、朝日の家具というんですか、非常に商品がいいというふうに言っているんですが、やっぱり価格が高いというところが一つネックであると受けました。実際に、返礼品のでは幾らふるさと納税したらこれがもらえるんだという、そういったものがあるんですけども、やっぱり10万以上ふるさと納税をしないとそれがもらえないという状況になっていて、せっかく朝日の木でできた商品が、そういった価格のところでちょっと足踏みをしているんじゃないのかなというふうに、私ちょっと捉えております。

私、朝日の木を使った商品というところですけども、もっと手軽なところからスタートしてもいいのかなというふうに思っているんです。例えば、今世の中にはスマートフォンというものを多分誰しもが持っていると思うんです。企業ですとかオフィスに行きますと、携帯を、これはスマートフォンなんですけど、こうやって立てる道具とかというのは、非常に人気なんです。そういったスマートフォンを置けるような木でできたカラマツを使った商品とか、コンパクトで運びやすい、そしてオリジナリティーもある朝日村産の木でできるというところでは、非常におもしろいんじゃないのかなというふうに思っております。また、カラマツというものは使えば使うほど色が出てくるわけですので、既存品のものと違って生きているのと同じですから、すごく重宝されるのではないかと、このように思っているわけでございます。ぜひそういったところを前向きに検討していただければなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） 北村議員のふるさと納税のご質問、2回目でございますけれども、いろいろ提案をいただきまして大変ありがとうございます。この返礼品でございますけれども、3割以内ということが総務省のほうで決められておりまして、2万円のもの返礼品として送るには、6万円を寄附していただかなければいけないというような決まりになっています。実は、孫用の椅子ということで、あれが一番高い返礼品なんですけれども、大

体13万円くらいご寄附をいただかないとその返礼品がもらえないという状況にはなっておりますけれども、意外と人気があって、これまでも5つくらい返礼品として出た経過もございます。

また、先ほど北村議員からご提案いただきましたそういった手軽なものにつきましても、今後村内の木作家さんのほうともちょっと協議をさせていただきます、なるべくこの返礼品の品数もふえるような状況が望ましいと思いますので、これからまた検討していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） ぜひクラフトマンとともに検討していただきまして、本当に多分需要はあると思います。コンパクトでさらに誰しもが持っている携帯電話を自分のパソコンとかにおける、そういった環境があれば、非常に実際に使っている方もたくさんいますし、ましてや朝日村の木であればもっと喜ばれると私は思っております。ぜひクラフトマンの方と協議していただいて、実現できるように努力をしていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（塩原智恵美君） これで、北村直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を3時15分といたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時15分

○議長（塩原智恵美君） ただいまから一般質問を再開します。

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（塩原智恵美君） 1番、上條俊策議員。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 1番、上條俊策です。

私は、質問2つお願いいたします。

1番目に、災害時の対応策はということですが、今回この災害というか、こういった防災とかそういったことに関して、大勢の議員の方からもありましたけれども、私も観点をちょっと変えて質問させていただきます。

災害時の対応策はということで、議会と地区懇談会における意見、要望を踏まえて、以下質問をさせていただきます。

各地で甚大な災害が起きている今、当村も楽観できる状況ではない。即刻災害対応策を固めていただきたいということですが、1つとしまして、災害といってもいろいろな災害があると、地震、水害、土砂崩れ等々、またそれぞれが複合した災害も想定されます。それぞれの状況に応じた対策を考えておくべきであるかと思えます。例えば、鎖川水害が発生したとしたらどうか。まず、避難場所はどうか。鎖川の沿線は、例えば避難場所になっている場合、危険かと思えますが、その場合はどう対処するのか。また、それぞれの災害が起きたときの避難経路はどう考えるか。現在の避難場所の収容人数はそれぞれ何人ぐらいになっているのか。それから、その人数を想定して決めているということだと思えますが、その決めている根拠はどんな根拠で決めていらっしゃるのかと。それから、避難した場合の食料、寝具等々の対応はどうなっているか。物資の内容と、何人分を何日分ぐらい貯蔵しているのか。

また、自主防災組織は今のところ地区単位でありまして、地区未加入者はどうなっているか。例えばですが、災害時、食料、物資等の配布の場合、どのように配布されるのか。想定することは、多分地区単位での防災組織でありますので、各地区長は防災会加入者の範囲しか把握しておらず、例えばおにぎり1つにしても、防災会加入者には配られているのに、未加入者の方がいた場合、その人の分がないといったような事態も、細かいことですが起こりかねない。何としても災害が起きないうちに即刻考えなくてはならないこととありますが、当局のお考えをお聞きします。

○議長（塩原智恵美君） ちょっと待ってください。

それと上條議員、次も関連の1項目めの質問になっていると思えますが。

○1番（上條俊策君） すみません。

2つとしまして、村は自分の命は自分で守れよということで、地区防災組織も自分たちで

考えて活動しといったような考えであるように受けとめられますが、組織の骨格、指針、そういうものは当局が素案し、各地区に村としての統一を図っていくためにも必要不可欠かと思えます。それぞれの地区防災会で考えて行動せよというのは、余りにも無責任かなと思うわけです。地区は村の統一組織のもと、その骨格の中身を自分たちで充実させ、行動していけるものと思えますが、今のままですと、これから先、あっちの防災会、こっちの防災会、それぞれ組織的に統一性がないものであったとしたら、收拾のつかないような事態が起こらないかと懸念するところであります。お願いします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、上條俊策議員の質問にお答えいたします。

各種災害を想定した対応策を図ってほしい、そういうことでございますけれども、せんだっての台風19号の一連の活動を通して見て、対応マニュアルを整備する必要性を痛感しております。具体的に言いますと、あのときには、大雨警報が出た場合には村の幹部職員が集まるという今ルールになっております。そこでもってあれはお昼過ぎでしたか、もう早々に警報が発令されたということで集まってきて、対応というか待機するということなんですが、ではどういふふうになったら何の手を打つんだというところがびびっと出てこないんです。いわゆる警報が出たけれども、どういう手順でどういうことをするか、おかげさまでその前の日から、これは大変な災害になるだろうというような予測のもとに、避難所開設はしていこうというような段取りはつけてあったんですが、ではいつのタイミングで村民にどういう情報を流していったらいいかと、それがもつとんと詳しく調べればどこかに書いてあるかもしれませんが、すぐにわからない。そしてみんな異動したりだとか経験不足で、すぐにそういったこともままならない、そういったことを経験しました。

それで、担当者間で一つ一つ確認をしながら、ではこのくらいの雨量になったから、または他の情報を見ながら、朝日村も警報を出したその後の避難勧告を出そうとか、指示するにはいつになる、そんなことで、非常に少々どたばたした経験がございました。そういったことを通して、誰が詰めていても、または誰がいなくても、そのマニュアルを見れば手順がわかる、そういったものを緊急で整備をし直す、今も分厚いものはあります、いろいろ書いたものは、見やすい対応マニュアルにしていくべきだということを痛感しております。本当に今言ったように、よくフローチャートという言葉がありますが、一つ一つ手順を踏んでい

くと、雨量が100ミリを超えたからではこっちの対策、まだまだ超えないからそのままでもいいとか、そういうフローチャート的なものをつくっていく必要があるということを感じたわけです。

そういう対応マニュアルということで挙げてみると、台風等を含めた集中豪雨、そういった豪雨のときのマニュアルがぜひ必要、それとか大雪のときもこれはまた必要になると思います。大雪で電線が切れ出した、ではどうする、または除雪車がもう動かない、どうする、そのほかに、この間千葉でありました長期停電、停電のときにどうしたらいいか、それと一番関心のある地震のときにはどうしたらいいかと、それぞれ初動から、またはそれが過ぎて警戒本部から対策本部というようなそういった一連の流れをするも、全てマニュアル化が今正直言ってできていない、そういう状況が今回経験してみてわかった次第です。

非常にお恥ずかしい話なんです、まだまだ朝日村は今まで災害も少なく、そういった対応がおくれてきたということは事実だと思っております。今後は今のよう、例えば例で申し上げましたけれども、そういうときに山崩れ等の災害復旧をどうする、堤防が決壊したときはどうする、そういったときに対策本部をどうするというようなものを、誰でもわかるようなものにまとめ上げていきたいというふうに今思っております。それで、一応予算化もしまして、今その計画に、検討に入っておりますので、中身をみんなでまた精査していただきながら、いいものに、一気にいいものにできませんので、徐々に徐々にということだと思っております。本当にいつどういう災害が起きるかわかりませんので、本当に第一の仕事としてやりたいというふうに思っています。

それと、各地区の防災会という、本当にみんながいつも気にしている今ご質問ですけれども、この間もある常会で同じような質問が出ました。それで、うちの地区に入っていない人が一緒にいるんだけれどもどうするだいというような話なものですから、まずあのような長野のような、またはそのほかの土砂災害のような一大事が起きたときには、うちの地区に入っていないで常会へ来るななんていうことは、これは言えませんので、ぜひそういうときはみんなでもって協力し合うようお願いできませんかというようなお願いをさせていただきました。ですから、いろんな議員さんからの質問で出ているように、地区と、または防災のときの組織をどうするかというのは、やっぱりそこに住んでいる人たちで助け合うというのが基本だと思っておりますので、そこで地区費を払っている払っていない、または地区に入っていないということもあるかと思いますが、万が一の場合には、そういう枠を飛び越える必要もあるんじゃないかなというふうに思っています。

多分日本人同士ですからそんな変なことはないと思いますが、この間、東京ですか、ある人が避難所に来るなというようなことがあったらしくて、メディアで問題になっていましたけれども、そんなことはないようにぜひお願いをしたいと思います。またその辺は、いろんな常会だとか広報を通して、いろんな意味で助け合うということできたいと思いますので、そんなことを考えております。それでいいのかな、私のほうは。

一応私のほうはそんな答弁をさせていただく中で、まだ別件もございます。細かいこともありますので、担当のほうから答えさせていただきます。では、よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） ほかに答弁の用意はございますか。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 上條俊策議員ご質問の災害時の対応策についてお答えさせていただきます。

初めに、現在の朝日村の防災計画は、平成27年に作成したものでありまして、以降、細かい点につきましては改正をしてきているところではありますが、その大きな中身といたしましては、地震を最重点に置いた計画となっております。今回、12月議会におきまして補正計上させていただきましたこの防災計画の見直しの主な改正点は、先ほど村長からの答弁にもございましたが、風水害のところにもさらに中身を濃いものにする改正を予定しております。

それでは、質問の初めの第1項目からお答えさせていただきます。

初めに、避難場所についてのご質問でございますけれども、朝日村には指定緊急避難所が23カ所、そのうち指定避難所が14カ所ということで、この14カ所につきましては、耐震基準が認められた公共施設ということで位置づけております。

次の質問項目、鎖川沿線の危険度についてのご質問でございますけれども、長野県奈良井川改良事務所におきまして、洪水浸水想定区域が示されております。朝日村においては、小野沢区のかたくりの里より東側において、床下から1メートル未満の浸水が想定されるエリアとなっております。このエリアは、指定避難所のかたくりの里と小野沢公民館がございます。議員ご指摘のとおり、災害に応じて対応を変えたほうがいいのかということですが、村ではご指摘のとおり、災害のケース別に避難体制を想定しております。今かたくりの里及び小野沢公民館のこの2つの避難所につきましては、洪水の災害においては避難所としての使用はせず、小野沢区の避難場所としましては、中央公民館及びトレーニングセンターとしてあります。同様に、各指定避難所につきましては、看板を設置してその災害

に応じての避難所ということで、例えば地震、洪水、土砂崩れ、火山等のケースごとの看板を設置してございます。さらに周知徹底するために、広報等で実施していきたいと思っております。

次に、避難経路についてのご質問でございますが、小野沢区における水害時の避難につきましては、先ほど回答させてもらいましたが、中央公民館、トレーニングセンターへの避難となっております。今後、避難経路につきましては、自主防災会とともに協議を行い、各防災会に各災害に応じた避難計画の作成を計画的に進めてまいります。今まで自主防災会とともに作成してまいりました計画では、平成27年度から5地区において計画を作成してきております。その計画の中では、避難経路を盛り込んだ土砂災害、防災マップの作成も含まれております。

次に、避難場所の収容人数と人数の想定根拠についてお答えさせていただきます。

村の全ての指定避難所の総収容人数は4,141人、その想定人数の根拠でありますけれども、それぞれの施設の延床面積に施設の通路や倉庫、トイレなどの共有スペースの面積全て合わせまして、それに対しまして1人当たり面積3平米ということで収容人数を算出しております。

次に、食料、寝具などの対応と物資の内容及び貯蔵量についてのご質問でございますけれども、現在わくわく館備蓄倉庫に非常食を備蓄し、その備蓄量はご飯類が900食、飲料水が826リットル、あとおかず類となっております。この備蓄量は、指定避難所として指定されております中央公民館、トレーニングセンター、子育て支援センターの総収容人数1,623人には対応できるものではない状況となっております。災害時の非常食につきましては、先ほどの齊藤議員の答弁にもお答えさせていただきましたが、各家庭で3日以上家族全員の非常食の備蓄のお願いを今後もしてもらいまして、それ以外のところにつきましては、指定避難所の備蓄食料を整備していきたいと考えております。ただ、現在総収容人数に対して備蓄量が不足しているところにつきましては、防災計画の見直しの中で再検討が必要と考えております。

次に、自主防災組織の地区未加入者対応についてのご質問でございます。

次の自主防災組織と行政の連携についてのご質問は、関連がありますのであわせてお答えします。

地区と自主防災組織のあり方及び自主防災組織と行政の連携に当たりましては、多様化する災害に対応するため、今年度中の防災計画の見直しを予定しております。防災計画の見直しでは、多発するゲリラ豪雨、想定外の停電被害等の想定、避難所計画では、実際活用でき

るマニュアル整備を予定しています。また、見直しの中では、自主防災組織と地区、また地区未加入者との再編、さらに自主防災組織と行政との連携についても見直しをしていく予定となっております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 今ご答弁いただきましたが、私の質問の中で一番大事なのが、自主防災組織とそれからその前の地区未加入者と、この問題であります。村長からは、地区未加入者であっても例えば避難してきたら大事にしてくれと、それはもう当然のことで、その辺はわかるんですが、例えば安否確認とかいう大事なこともあろうかと思えます。そういった場合に、入っていない人の情報というのは何も持っていないわけで、このところが一番問題でして、そういったことで、地区なり防災会へ入っていない人に対しては、諦めるんじゃないくて、機会を捉えながら積極的に入ってもらおうという方向でぜひいってほしいんです。

それから、この地域防災組織ですが、これはひとつ調べましたら、法律第110号、平成25年12月13日、ちょうどきょうから6年前なんですけど、このときに消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というのが出ていまして、先ほどのご答弁で防災計画を27年につくられたと言われましたが、こういったものを踏まえて27年につくられたのかなと今思ったわけですが、これからまた防災計画を今後策定するということでもありますので、その中で、その三条には、地域防災力の充実強化というのは、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要である、そういった基本的認識のもとに、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行わなければならないとされております。

その第四条では、国及び地方公共団体の責務ということで、国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有する。国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、地域防災力の充実強化に寄与することになるよう、意を用いなければならない。国及び地方公共団体は、地域防災

力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため必要な調査研究、情報の提供、その他の措置を講ずるものとするということになっています。

なものですから、村としてのやっぱり統一した組織といいますか、骨格をつくっていただいて、それを各防災会なりにおろしてもらって、それで住民の役割としては、第五条で、住民は、第三条の基本理念にのっとり、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努めるものとするということになっておりまして、また、地方公共団体から来た骨格に対して、防災会は防災会なりきに変更なりをしてもいいというようなことが言われております。

そんなことで、大きくはこの自主防災組織、言うなれば、今地区との複合型というようなことでこれもお聞きしましたけれども、そういう形になっているわけですので、ぜひ地区加入を図ってもらいたいと、地区加入はこの前のときにたしか209件とかと聞いたような気がしますけれども、そんなに大勢の人がいるということは、ちょっといろいろやるのにも問題があるかなと思うものですから、そういったこともこの防災計画をつくるに際して十分留意していただいて、今の2点について強力に進めていただきたいと、そういうふうに思います。どうでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。

地区への未加入問題というのは、本当に前からいろんな議員さんから地域コミュニティのために必要だとか、いろいろな面で質問がされているのもわかっております。そして今回、また大災害という切り口からぜひ必要だということも重々わかってきましたので、個々の判断に任せたというのが今までのやり方だと思うものですから、どうしたら加入してもらえるかというところをちょっともう一回検討します。そして、加入を促すような活動も今後取り組んでいきますので、お願いします。ただ、今のところグッドアイデアというのはないものですから、個々の判断というところをどうやって曲げて加入してもらおうか、今回の大災害なんていうのが一つの切り口になるかと思っておりますので、ちょっとトライをさせていただきたいと思っておりますので、また後日、1人でも2人でも地区に入ったということになるようにしたいと思っておりますので、もうちょっと研究させてください。お願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） この問題はちょっと時間的にも後の質問もあるものですから、これで切り上げさせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 2つ目の質問は、朝日村消防団の処遇改善についてということで、去る10月18日、朝日村消防団の幹部の方と議会との懇談会を行いました。これは、第1回要望書を当局に7月5日に説明、要望してきたが、何ら回答をいただけないので、議会にもぜひ聞いてもらいたいということで急遽開催したものであります。また、第2回要望書も10月3日に当局に提出したと聞いています。議会としては当局の見解、回答を待って検討していきたいということでしたが、聞きますとまだ何ら回答もなく、こういったものが来年度予算にもかかわってくる可能性もあろうかということで、私個人として質問させていただきます。

朝日村消防団の要望事項は、当局に説明されていますので、細かいところは申し上げますが、主な項目について質問させていただきます。

1つ、分団運営交付金について。

分団運営交付金は約15年以上何ら見直しされておらず、その間には消費税アップ、ことしは消費税10%になりました。分団運営交付金は今現在15万2,000円、1分団当たりです。ということで、要望では、消費税10%も含めてトータルで20%アップの18万2,400円以上にしていきたいという要望だと思います。金額にしますと3万400円くらいですか、1分団。

これは団員報酬金という団員に出される報酬金も、松本広域連合団体に比較して低く、現状としては、この団員報酬を分団の運営費に入れて運営し、団員には直接には支給されておらず、こういった団員の手当というか、報酬を運営費に充てて運営していると、非常に厳しいということだと思います。ということで、団員報酬は周りに比べるとこれも低いということでもありますので、その見直しを図ってもらうと同時に、団員報酬は団員にもっと直接支払われるべき、そういうことが消防団の言っていることです。運営費に入れちゃうというのではなくて、個人の報酬金として払ってもらいたいと、そういうことで20%のあれを要求しています。20%でも厳しいんだけど、そんなにはあれだからというようなことも言っ

ておりました。だから、その中で努力して賄っていきたいということです。

3つ目として、訓練・警戒・出動手当については、手当の金額については近隣村と見て現状でよいと思うが、その支給方法を見直してほしいということでもあります。今の支給方法は、警戒割1回、出動割3回で計年4回分を事前に支払われていますが、年間の出動回数は主なものだけでも13回くらいあります。消防団としては、見込み支払いではなくて、警戒、訓練があったごとに出勤団員数により支払ってほしいとの要望です。私もやっぱり13回もある会議を、4回で見込みの支払いということではなくて、やっぱり実働したのに対してきちっと払うべきだと、そういうふうに思います。

それから、各種研修会、講習会が県の消防学校で開催されており、現在3回講習会がありまして、そこへ5日間出席していると、だけれどもこれに対して何らの手当もなく、費用弁償とかそういったものもないということでもありますので、これも多少でも支給を要望したいということでもあります。

5つ目は、大会出場交付金について、大会の出場交付金というものも、大会に出場する場合は出ていますけれども、これの条例なり規則なりはどうなっているのかと、そういったもの、規則等がなければきちっとつくってもらいたいと。

それから、7番目に、消防団員の勤続報酬制度の新設を提案すると、中には20年、30年と勤めてくれている人もいるんだけれども、そういった方に多少でも永年勤続といいますか、そういったものも新設していただきたいと。

それから、8つ目は、平成27年度朝日村消防団条例には退団年齢の定めがなく、団員はいつまで頑張れば退団になるのかということもわからず、そこまでやればと思って頑張る目標も失われるような状況であると言われていました。

ということで、実情に合った条例の見直しを要望するということではありますが、以上、当局の答弁を求めます。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいまの朝日村消防団の処遇改善について答弁をしたいと思います。

消防団の処遇改善の問いに対して、私のほうで基本的な考え方をお答えして、個々の内容はまた後で答えたいと思います。

ことしの2月に私も議員という立場でしたけれども、消防団主催のオフサイトミーティングに参加をし、団員との意見交換をし、新入団員の勧誘に苦勞しているだとか、消防団のなり手がなく、そして団員に優遇措置をとってほしいだとか、さまざまな意見をその場で頂戴してきました。その場では、やっぱり何か改善策を打たなければこれはいけないなというふうに思ったわけです。

その後、今議員からもご指摘の7月と10月に、消防団のほうから具体的な処遇改善の申し入れがありまして、その都度説明を聞いて協議を重ねてまいりました。回答が全然ないということも事実でして、遅くなったというのも、はた目から見れば遅いじゃないかと言われるのも当然でございますが、当初余りにも要求件数が多いことと、それと要求の金額も非常に大きかったということで、少しそういったことで、我々が精査をするのに手間がかかったということが実情であります。

見えてきた問題は、先ほども議員ご指摘のとおり、団員報酬が個人に渡っていないじゃないかということです。これは、村側としてはそのような区別をして消防団の各分団に払っています。ですから、各分団の采配でそれを運営費に使っていたというのが実態であります。ですから、そこのところだけは、こちらからの支給が混同じゃなくて、ちゃんと今までどおり支給しているんだけど、分団の中で、各分団ごと内容は違うようですが、交付金と一緒にあって、何と申しますか、活用したということのようです。そういったことで、今回の会議を通しまして、そのような個人にそういった団員報酬が渡っていないということは、非常に大きな問題ということと捉えております。

それともう一つ、定年制が実はなかったということでもあります。

その大きく2つの問題が、この7月と10月の協議を通して見えてきております。

それで、結論ですが、報酬問題と各種手当の拡充をやっぱり図っていくことで、新入団員の確保や団員のやる気につながっていけばということで、その2回で、この間の3回目を通して、消防団の要求に対しては、一昨日大まかなところで合意がとれました。来年度の予算化をしていくつもりでありますので、お願いいたします。具体的にどういった内容が幾らになったのかというのはこれから説明いたしますが、ほぼ消防団の要求どおり改善をしていきたいと思っております。それには数百万という原資が必要になってきますので、その辺はまた議員の皆様方にもご理解をいただきたいというふうに思っています。

そういったことで、少し7月、10月と交渉してくる中で、やっとこの予算に間に合う段階で我々も決めなくちゃいけないなという日程で来ましたので、その辺はご容赦を願いたいと

いうふうに思います。

では、詳細につきましては、担当から説明申し上げます。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 上條議員ご質問の朝日村消防団の処遇改善についてお答えさせていただきます。

今までの経過等につきましては、村長の答弁に含まれておりますので省略をさせていただきます。来年度の予算編成に向けての消防団関係の経費につきましてはの予定ということで、説明をさせていただきます。

初めに、分団運営交付金についての関係であります。分団運営交付金につきましては、条例や要綱に定められておらず、内規として今まで交付してきております。この交付金につきましては、平成22年度から現在まで同額となっている状況であります。これにつきましては、団員確保のための活動経費ということで、10%増の改正を予定しております。

次に、団員報酬等につきましては、近隣市町村と比較する中で、団長、副団長、班長、団員が低い状況であり、また、団員報酬は団員各自に支給され、団員確保に効果が非常に期待されるものと考えまして、消防団からの要望どおり、団長、副団長におきましては5%、班長、団員につきましては10%の増額改正を予定しております。

次に、訓練・警戒・出動手当についてであります。手当は出動していただくごとくに対して支払われるものであり、したがって、出動実績に基づいた出動された団員1人当たり1日2,000円の手当の支給の改正を予定しております。実働での支給ということで改正を予定しております。

次に、各種研修会、講習会での手当でございますが、これにつきましては、消防団の研修、講習会は、まず研修会、講習会における消防団の旅費につきましては規則に従い、また、日当につきましては、出動手当の1日2,000円を支給という形で予定をしております。

次に、大会出場交付金の条例、規則についてのご質問でありますけれども、現在、この大会出場交付金は、条例規則には明記されておられません。過去の実績では、内規により、例えば松本消防協会主催のポンプ操法大会出場時には、出場分団へ運営交付金とあわせて支給しているところでございます。また、今後県大会の出場の場合におきましても、村といたしましては支給を考えていく予定としております。

次に、消防団勤続報酬制度の新設提案についてでありますけれども、この消防団勤続報酬制度の新設におきましても、近隣の状況を踏まえて、今後村としては新規制定の方向で検討をしてみたいです。

最後に、退団年齢につきましてですが、現在の朝日村消防団におきましては、定員170名のところ機能別団員を含め163名であり、慣例により35歳になる年齢でやめられる分団もあれば、40歳を超えても活動している分団もございます。今後消防団と協議を行いながら、実情に即した消防団運営の検討にあわせて、退団年齢についても検討してまいる予定でございます。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 今ご説明いただきましたけれども、気になったのが、一番最初の20%上げてほしいというのが10%と、消費税分だけだという感覚なんです、1問目の質問のときにも言いましたが、法律第110号の同じ法律の中ですが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の第十三条で、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとするとしておられて、さらに、平成26年の4月25日に総務大臣から書簡が村長宛てに、この日もう一回、2回送付されていると聞きます。その中に、報酬手当の適正な予算措置を図るようにと述べられており、そういったものに対する装備とかそういったものを含めて、国からの交付金もアップされているというように聞いております。

当村は、15年以上も必要な措置が行われないうまま、こういった国の法律なり総務大臣からの書簡、そういったものにも何らすることなく、こういった消防団の処遇改善ということに対して改善を図ってこなかったんじゃないかということでもあります。さっきの20%、これも消防団に聞きましたが、20%以上というのは、第1回目のときに20%という数字を聞いたと、20%でもちょっと足りないかなとは思ったけれども、そうはいつでも、この中で俺たちはやっていかなきゃいけないということを踏まえて、20%と出したと聞いております。ぜひこの一番初めの、そうでないと、今までの消防の報酬費を入れていた金額よりも、10%だと1分団15万8,000円だったかな、その1割といえは1万5,000円ばかりです、分団の運

営費が。これではやっていけないということがあるものですから、それも2割にしても3万円ぐらいと、でもその1万5,000円が消防にとっては大きいということでもありますので、先ほど、きのう何か話があったときき聞きましたけれども、おとといですか、それで了解を得たというような言い方だったんですが、非常に消防も運営費の問題で悩んでいるということがありますので、何とかもう一度、そのところを検討いただければというふうに思うわけですが、お願いします。

○議長（塩原智恵美君） 小林村長、残り3分ということですので、お願いします。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 7月の時点で分団運営交付金、今20%だ、10%だと言っていますけれども、一番最初は、ちょっと今資料がないものでいけないんだけど、何倍というような数字だったと思います。それで全てこういったもの、アップというのは、私たちは物価がどのくらい上がっている、または給料がどのくらい上がっているというのを参考にさせてもらいまして、給料が当時より7%上がっています、それで今回消費税が2%上がりました。ですから、その足し算がいいかどうかはわかりませんが、10%でどうだというような交渉にさせてもらいました。そういったことでございます。

そのほか、今まで4回しかもらえなかったのを、全部の出動に対して手当を出すというのがありますので、それが今度分団に入りますから、非常に少しずつ財政はよくなったというふうに踏んでおりますので、よろしくをお願いします。

それと、確実に今度上げた消防団の個人報酬は、必ずその相手に、個人に渡るということの確約をとりましたので、そんなことでもお願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、最終になりました。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） くどいようですが、やっぱりこの22年から1回も、消費税が上がるのも何も、私お伺いしても1回も見直しをしてこなかったという部分をぜひ酌んでいただいて、再検討の余地があれば、そういったことも考えていただきたいということを要望しまして、質問を終わります。

○議長（塩原智恵美君） これで、上條俊策議員の一般質問は終わりました。

◇ 高橋良二君

○議長（塩原智恵美君） 2番、高橋良二議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 2番、高橋良二です。

2問ほど質問をさせていただきます。

まず、地区組織・防災部会・地区役員等について。

9月の定例議会一般質問で質問させていただきましたが、その後の検討、見直しの進捗状況をお聞きします。

9月の一般質問に対して、総務課長から役員の統廃合、また整理については、改めて区長の皆さんと検討会議を設けて見直しを進めていくと答弁をいただきましたが、検討会議は行っているのか、またその進捗状況はどうかお聞きします。

また、防災部会との協議の結果は、昨年10月に各地区長に取りまとめてもらった結果、15地区の回答で、地区と防災部会の複合型がよいという意見が多かったと答弁がありましたが、当局はそれに対してどう対応しているのかお聞きします。

近隣の市村でも複合型が多く、地区未加入者や他地区へ転居した人は最寄りの避難所に避難し、安否確認はその避難所の代表者が行うこととしているようで、当村としては重複型を基本とし、地区未加入者、転居した人の避難と確認方法を再度検討していくと言われましたが、どうなっていますか。

また、地区未加入者は209世帯で、加入の進捗は進んでいない状況で、アンケートなどで状況調査を行ってみると答弁がありましたが、どうなっていますか。

以上、お聞きします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 高橋良二議員ご質問の地区組織・防災部会・地区役員等についてお答えいたします。

ご質問項目、4項目ございますが、まず、地区役員の統廃合の進捗状況、地区と防災部会のあり方、地区未加入者等の検討、地区未加入者の状況調査、これらは全て関連いたしますので、一括でお答えさせていただきます。

現在、地区役員の統廃合を検討する検討会議等は実施しておりません。これは、検討会議

による検討をお示ししたのは9月議会でありまして、それ以降、村では10月1日、新体制となり、後ほど説明させてもらいますが、防災計画の見直しの中での検討ということで予定をしております。

先ほど上條俊策議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、年が明けたところから防災計画の見直しがスタートとなります。防災計画では、自主防災会と地区未加入者のあり方について検討予定であります。この検討の中では、地区役員のあり方についてもあわせて検討の必要があると考えております。

また、地区未加入者の状況調査が今未実施であるため、地区未加入者への意向調査につきましても今年度取り入れて、防災計画の見直しに反映をする予定となっております。

地区役員の見直しにつきましては、区、公民館、各種団体と密接に関係しているため、防災計画見直し時に即解決できるものではありませんが、今回の防災計画の見直しを検討のスタートとして予定しております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 地区組織、防災部会は後ほどとして、地区の役員、これは早急にちょっと減少しなければならぬんじゃないかというふうに考えておりますが、各課長がかわるたびにちょっとおくれをとっているのではないかというふうに感じておりますが、そこはかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 各地区の役員のあり方、見直し等につきましては、まず、先ほど説明をさせていただきましたけれども、地区と地区の防災会のあり方について方向を示すことになっております。したがって、今回の12月補正で計上させていただきました防災計画の見直しにおきまして、地区の役員のあり方につきましても検討を進めてまいりますので、また検討結果については報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） では、検討委員会を設けるということでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） お答えします。

防災計画の見直しの検討の会議の中で、地区の役員の検討も含まれてくると思います。今後の防災計画の検討会議の構成等につきましては、これから検討に入るところであります。少なからず、その検討会議の中で地区役員の検討もする予定となっております。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） いろいろ質問をさせていただきましたけれども、検討会議をということで、1問目の質問は終わりにいたします。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 2問目の質問に移ります。

旭ヶ丘地区について。

地区懇談会において意見、要望、質問がありましたけれども、まず1つ目に、前村長のとき、村営住宅を入居者に将来払い下げるということを聞いているが、書面契約はないがどうなっているか。また、村営住宅を今後どうするのか、計画を村民に知らせてほしい。

2、村役場の職員、担当が変わるたびに話が変わる。引き継ぎ事項は正確に行われているのか。

3、地区を抜けた人は、ごみステーションを使うのかどうか。地区で管理もしている。未加入者3軒、18軒中。未加入者がいるため、ほかにも問題がある。

4、上の公園の撤去と桜の木の伐採、杉の木が倒れそう、早急に対処してほしい。

5、村民にコテージ、ゲストハウスの料金を考慮してほしい。

6、猿の被害が多い。通学路にも出没する。対策充実を望む。

そのほかありましたけれども、以上、お聞きいたします。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長（上條浩充君） 私からは、1番から4番のご質問について説明をさせていただきたいと思います。

村営住宅の払い下げに関する事、それと役場職員引き継ぎ事項に関する事、ごみステーションに関する事、公園及び樹木の管理についてをお答えさせていただきます。

まず初めに、村営住宅入居者に村営住宅を払い下げると聞いているが、契約書面はないがどうなっているのか、また、村営住宅を今後どうするのかということですが、以前、平成15年に、朝日村が朝日村で存続していくための自立計画を作成した際に、払い下げについて検討がされた経過があります。しかし、これは実際に計画として上がりませんので、話し合いで終わっております。それで書面ということで、契約書については、これは本当に払い下げをするときに交わされるものでございますので、契約書というものはないと思います。

そして、村営住宅に関する計画は、村の政策とかあと情勢によって随時見直しを行っておりますので、直近では平成27年2月に、入居者を対象としまして説明会を開いております。その際にも、払い下げは行わないという旨をお伝えしているところでございますので、お願いいたします。

そして、今後の計画ですが、村営住宅は昭和56年から62年に28戸建設されています。古いものは築38年が経過しておりまして、大規模改修が必要な建物もございまして、来年度には、平成27年度に策定しました村営住宅の長寿命化計画の見直しを行います。第6次総合計画にあわせて古い住宅の取り壊し、それから再建計画、また定住促進住宅の整備などの方針を定めていく予定としております。

次に、役場職員、担当者が変わるたびに話が変わる、引き継ぎ事項は正確に行われているのかということについてですが、役場職員の異動に伴う引き継ぎ事項につきましては、所定の手続に基づいてそれぞれ適正に行っております。そのご質問につきましては、恐らく払い下げの関係に関する事だと推測します。このような案件につきましては、職員、個人が判断することはできませんので、村の計画において実際に払い下げを決定する際には決定をするので、払い下げは行わないということでございますので、個々の引き継ぎ事項でその

ような取り違いというものはないと考えております。ですので、政策によって変わるということでございます。

そして、この担当者によって話が変わるということの背景には、今申し上げましたけれども、政策が変われば当然計画も変更されてまいります。ですので、ご不明な点だとかご相談をいただきたい点がございましたら対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、地区に所属していない方のごみステーションの使用についてお答えさせていただきます。

まず最初に、ごみ処理についてでございます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に遵守して、朝日村分別収集計画、そしてそれに基づいて、住民、事業者、行政が一体となって取り組むこととされています。

ごみステーションは村が設置したもの、それと村と協議して、朝日村地域環境整備補助金を使って地区、地域で設置したものがございます。

管理につきましては、昔は環境美化委員がございまして、その方たちがごみステーションや地域の環境美化推進をしておりました。地区役員の見直しでその環境美化委員がなくなりましたので、現在は地区長さんが窓口となって、地域、地区での管理をお願いしております。恐らく全ての地区がそうなっていると思います。ですので、ごみはトラブルになることが多いため、転入時に出し方、ルールなどご説明させていただいて、利用するに当たり、管理する地区、地域に了解を得て、それで必要とされる運営費、当番などがあれば従ってもらうように話をしています。

ただし、途中で地区を抜けるといった場合があるかと思えます。その場合には、私たちのほうでは把握することは難しい状況です。その際には、抜けるときに地区長さん、または役員さんがその抜ける方に一声をかけていただく、そして、その使い方についてお話をいただければありがたいと考えております。

そのために、地区、地域の皆さんには、村民が生活する地域、地域のごみステーションを利用できるように皆様をお願いするとともに、地区に属さない方については、また私どもにご相談をいただければ、ごみステーションの運営費、また当番があれば、その地域に従っていただくように周知をしていきたいと考えております。

そして、上の公園の撤去と桜の木の伐採、それから杉の木が倒れそうということで、早急に対処をお願いしたいということについてでございますけれども、恐らく上の公園の撤去と

というのは、公園全ての撤去のことなのか、それとも遊具の撤去のことなのかちょっとわかりかねますので、またご相談をさせていただきたいと思います。

また、桜の木などについては、2年に一度、その地区の枝打ちをしております。そのご意見がちょっといつの時点のことなのかわかりませんが、ことしは11月末に伐採作業をさせていただいております。そして、地域の中に確認をさせてもらうと、杉の木がちょっと確認できませんでしたので、枝打ちが必要な木、それから伐採が必要な木につきましては、また案内をしていただくとともに、問1から4番を含めて、地区長さんに確認しつつ対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） では、5、6につきまして、清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、私から5と6番につきましてご説明申し上げます。

まず、村民にコテージ、ゲストハウスの料金の考慮という部分でございますが、こちらにつきましては、現在、コテージ及びゲストハウスにつきましては、指定管理者の営業努力によりまして村民割引を実施してございます。コテージは1,000円、ゲストハウスは500円の割引がございます。ぜひ多くの村民の皆様にご利用いただきたいと思いますと思いますが、このようなご意見が出るということは、周知不足という部分も私ども理解いたしましたので、その辺については周知をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、猿の被害に対する対策の充実という点でございますが、こちらにつきましては、もう全地域で猿被害については大変重い課題だと捉えてございます。特に旭ヶ丘地区には、どんどこから出るという私もまだしっかり場所等も把握してございませんので、状況をしっかり把握した中で対応してまいります。現在、農作物被害に対する効果があるかどうかという部分を、農業委員さんを含めて検討してございます。

その中で、今年度おりの設置をするということで購入もし、今後設置していくわけですが、そんなものが本当により効果的で実証がとれれば、そんなものの検討も、もしできる範囲であればやっていきたいと思っております。ただし、なかなか住宅のあるところに置く部分できませんので、それが本当に旭ヶ丘地区のところに合うかどうかはわかりませんが、そんなことの検討も今担当課ではしておりますので、そんなことをもろもろ踏まえながらやっていきたいと思っております。

また、引き続き鳥獣防護柵の関係も、状況を見ながらしっかり管理がされているのかどう

かという部分、また、緩衝帯もしっかり充実して伐採等されているかどうかを含めながら、しっかり確認をしたいと思っていますので、またよろしく願いいたします。

なお、やはり小学生が通る通学路でございますので、関係する教育委員会とも連携を図りながら、猿が出た際は必ず住民には通報いただくとともに、通報がありましたら、その時間帯については見守り等していくという対応をとりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 丁寧な説明、ありがとうございました。

これで質問を終わりにいたします。

○議長（塩原智恵美君） これで、高橋良二議員の一般質問は終わりました。

以上で一般質問は全て終了しました。大変ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（塩原智恵美君） 本日はこれにて散会します。

散会 午後 4時24分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和元年朝日村議会 12月定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和元年12月17日(火) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 常任委員長の報告
- 第 4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第 5 議案第89号から議案第108号までの質疑、討論、採決
- 第 6 職員派遣について
- 第 7 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(10名)

1番	上条俊策君	2番	高橋良二君
3番	清沢正毅君	5番	高橋廣美君
6番	林邦宏君	7番	中村文映君
8番	齊藤勝則君	9番	上條昭三君
10番	北村直樹君	11番	塩原智恵美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	小池貴浩君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	塩原康視君
企画財政課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條文枝君
建設環境課長	上條浩充君	産業振興課長	清沢光寿君
教育次長	上條靖尚君		

事務局職員出席者

議会事務局長 上 條 裕 子 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（塩原智恵美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

6番 林 邦 宏 議員

7番 中 村 文 映 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

林社会文教委員会委員長。

林委員長。

〔社会文教委員長 林 邦宏君登壇〕

○社会文教委員長（林 邦宏君） 社会文教委員会、陳情審査委員長報告。

本委員会に付託された1件の陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

委員会は12月10日に開催し、慎重に審査した結果、陳情第10号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情については、採択としました。

審査の主な経緯を説明します。

陳情者である長野県保険医協会より説明を受け、妊婦は妊娠による口腔環境の変化や、つわりによる嗜好変化、歯磨きの困難により虫歯や歯周病になりやすく、自身が初期症状に気づきにくいことにより虫歯や歯周病になりやすく、自身が初期症状に気づきにくいことも多く、進行しやすいことや、近年では、重度の歯周病がある妊婦は、早産や低体重児出産のリスクが高まることが報告されていること、適切な歯科診療を受け口腔ケアを行うことは、妊婦の口腔内環境を整え、歯周病による出産時のリスクを予防するだけでなく、生まれてくる子供の虫歯や歯周病予防にもつながること、このようなことから、当委員会では、妊婦を対象とした歯科健康診査は必要性があるとし、当村においても、母子手帳の交付時の保健師による指導、主治医の歯科診察を勧めるにとどまらず、妊婦が受診しやすい歯科健康診査の実施の検討を必要とし、この陳情を全会一致で採択としました。

よろしくご審査賜るようお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（塩原智恵美君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第10号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情書について質疑を行いま

す。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第10号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第10号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎議案第89号から第108号までの質疑、討論、採決

○議長（塩原智恵美君） 日程第5、議案第89号から議案第108号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第89号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度朝日村一般会計補正予算（第3号）について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第89号は承認することに決定しました。

次に、議案第90号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第90号は承認することに決定しました。

次に、議案第91号 朝日村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 朝日村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 朝日村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調
和に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第99号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 村道路線の認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第101号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 令和元年度朝日村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第102号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 令和元年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第103号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 令和元年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第104号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 令和元年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第105号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第106号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 令和元年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第107号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号 令和元年度朝日村下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第108号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（塩原智恵美君） 日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

朝日村議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（塩原智恵美君） 日程第7、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業委員長及び社会文教委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（塩原智恵美君）　ここで、村長から挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

小林村長。

〔村長　小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君）　おはようございます。発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月5日に開会されました今期定例会は、13日間に及びます会期中、20件の議案を議員の皆様には熱心にご審議賜り、それぞれ原案どおり決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。

これら決定をいただきました案件につきましては、遺憾なきよう執行してまいる所存でございます。また、村政全般にわたりいただきましたありがたいご意見、ご提言、当面しております多くの重要案件につきましても、村民のため、村政発展のために実現に努力し、福祉あふれる元気で明るい朝日村づくりをしてまいる所存でございます。

それでは終わりに当たりまして、議員の皆様方には、寒さも増し冬本番を迎えます。どうぞご自愛をされ、朝日村発展のためご尽力を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（塩原智恵美君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和元年朝日村議会12月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時25分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員